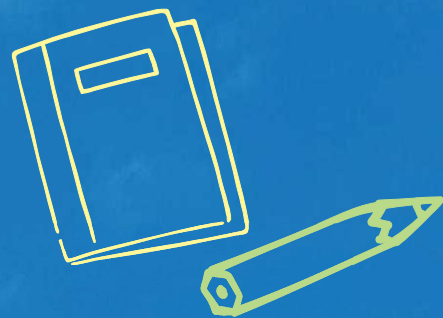
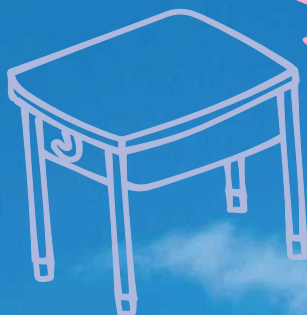


第2次 龍ヶ崎市教育プラン



龍ヶ崎市教育大綱
龍ヶ崎市教育振興基本計画

令和5（2023）年度～令和12（2030）年度



自分を信じ 仲間を認め 現在を生き抜き
未来に羽ばたく人づくり

龍ヶ崎市・龍ヶ崎市教育委員会



私は、龍ヶ崎市の将来を見据えたときに、次世代を担う子どもたちが地域のリーダーとして活躍できる環境を整えることは、我々大人の責務であると考えております。

教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これまで、小中一貫教育の推進、GIGA スクール構想の実践による ICT 教育への積極的展開を図ってまいりました。

令和 5 (2023) 年 1 月にスタートした本市の最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、特に重要となる施策「リーディングプロジェクト」として、「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」を位置付けるとともに、政策の柱には「子どもや若者が健やかに育ち、一人ひとりの夢や希望を育むまちづくり」を掲げたところです。

我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、今後も少子高齢化が更に進行していくことが見込まれていることから、最上位計画の理念に基づき、将来にわたって持続可能なまちを築いていくためにも、地域や社会全体で子どもたちの成長を応援していく取組をより一層推進してまいります。

このような龍ヶ崎市のまちづくりの方向性を踏まえながら、龍ヶ崎市総合教育会議において教育委員会の皆様と議論を重ね、このたび「第 2 次龍ヶ崎市教育プラン」を策定いたしました。

第 2 次龍ヶ崎市教育プランは、龍ヶ崎市が目指すべき教育の方向性と具体的な取組を示すものであり、その基本理念として「自分を信じ 仲間を認め 現在(いま)を生き抜き 未来(あす)に羽ばたく人づくり」を掲げました。

この基本理念の実現に向け、今後も教育委員会との連携をより一層深めながら、具体的な取組を推進してまいります。

最後に、第 2 次龍ヶ崎市教育プランの策定に当たり、意見交換会に御参加いただいた方々、アンケートに御協力いただいた方々、ヒアリングに御協力いただいた団体の方々、パブリックコメントに御意見をお寄せいただいた方々など、多くの市民の皆様や教育関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、龍ヶ崎市の教育に関しまして、今後もより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 5 (2023) 年 3 月

龍ヶ崎市長 萩 原 勇



私は、38 年間の教員生活を終え、令和 4 (2022) 年 4 月から龍ヶ崎市教育委員会の教育長を務めさせていただいております。

私が教員時代から大切にしてきた言葉の一つに、「子どもが主役」という言葉があります。全ての教育活動を行う上で、常に子どもを中心に考え、学校、保護者、地域が一体となって子どもたちを育てていくということを基本姿勢として心掛けてまいりました。

子どもたちが地域の中で見守られながら育っていくことは、子どもたちが地域を理解することにつながり、地域への愛着にもつながるものと考えております。

そして、その子どもたちがやがて成長し、このふるさと龍ヶ崎を支える存在になり、あるいは、何らかの形で関わりを持ってくれるのであれば、教育者としてこの上ない喜びであり、教育長となった今もそのような思いで日々の業務に当たっているとあります。

そのような意味でも、教育とは「人づくり」であると考えており、この原点を忘れることなく、「現在（いま）を生き抜き 未来（あす）に羽ばたく人づくり」に尽力してまいります。

このたび、そのような思いを具現化すべく、龍ヶ崎市総合教育会議において市長及び教育委員の皆様と議論を重ね、「第 2 次龍ヶ崎市教育プラン」を策定いたしました。

第 2 次龍ヶ崎市教育プランは、学校教育をはじめ、子どもたちの健全育成、生涯学習、文化芸術などを対象とし、これからの龍ヶ崎市における教育の方向性を指し示すものです。

第 2 次龍ヶ崎市教育プランの推進に当たりましては、地域、団体、学校、保護者など、教育に関わる方々の多様な意見を真摯に受け止めるとともに、実態をよく把握し、課題を見極めた上で適切な施策を遅滞なく実行してまいります。

最後に、第 2 次龍ヶ崎市教育プランの策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただいた、保護者の方々をはじめ多くの市民の皆様や教育関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、龍ヶ崎市の教育の更なる発展に向けて、より一層の連携と御協力をお願い申し上げます。

令和 5 (2023) 年 3 月

龍ヶ崎市教育委員会 教育長 **大古 輝夫**

目 次



第1章 はじめに ～プランの概要

1	プランの策定に当たって（策定の背景と趣旨）	3
2	プランの特徴（性格と位置付け）	5
3	計画期間	5
4	対象範囲	6
5	プラン策定の体制	7

第2章 教育の現状等

1	本市の現状等（統計資料等から）	11
2	アンケート調査結果から見た現状等	16
3	第1次プランの進捗・達成状況について	19

第3章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	29
2	基本方針	30
3	プランの展開（取組の体系）	34

第4章 取組の内容

《1 学校教育》 38

基本方針1	未来への土台を築く確かな学力を育みます	38
基本方針2	共生社会に向けた豊かな心を育みます	40
基本方針3	たくましく健やかな体を育みます	42
基本方針4	新しい時代に活躍できる人材を育成します	44
基本方針5	学びを支える教育環境を整備します	46
基本方針6	安全・安心で信頼される学校づくりを推進します	48

《2 子どもたちの健全育成》 50

基本方針1	人・地域のきずなを深め、子どもたちが健全に育つ環境を整備します	50
基本方針2	子育て世代を応援し、平等な教育機会を提供します	52

《3 社会教育》 54

基本方針1	豊かな人生のために、生涯にわたる学びの環境を整備します	54
基本方針2	歴史的・文化的遺産を守り、新たな創造の機会をつくれます	56



第5章 プランの推進と進行管理

1 施策の点検・評価・見直し等	61
2 推進体制の強化	62
3 情報の発信と共有	62

資料編

資料1 用語解説	65
資料2 関連法令	67
資料3 「龍ヶ崎市総合教育会議」構成員名簿	68
資料4 市民参画の状況	68
資料5 計画策定までの経過	70



龍ヶ崎中学校開校式の様子

第1章

はじめに ～プランの概要

1 プランの策定に当たって（策定の背景と趣旨）

平成 18（2006）年 12 月に教育基本法が改正され、その中で「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められました。

平成 27（2015）年 4 月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、その中で「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と定められました。

これを踏まえ、本市では平成 29（2017）年 2 月、それまで個別に取り組んできた教育施策について、その基本方針や具体的取組を明確に定めるものとして『龍ヶ崎市教育プラン』（以下「第 1 次プラン」といいます。）を策定しました。

第 1 次プランに基づき、平成 30（2018）年 3 月に「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」を策定し、令和 2（2020）年度から龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を開始するなど、「義務教育の充実」、「子どもの健全育成」、「生涯学習の推進」、「文化芸術の振興」、「スポーツの推進」など、教育等の振興のための様々な取組を推進してきました。

一方で、少子高齢化の進行やグローバル化の進展、情報通信技術の発達などによって社会情勢・社会環境が大きく変化し、個々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。期間中の令和 2（2020）年の初頭からは新型コロナウイルスの世界規模での感染拡大という大きな出来事も経験しています。

第 1 次プランで取り組んできた施策等に関する成果と課題の総括を行った上で、今後の社会情勢の変化に対応しつつ、子どもたちや市民の教育環境の更なる充実を目指し、『第 2 次龍ヶ崎市教育プラン』（以下「本プラン」といいます。）を策定するものです。

〈「第1次プラン」策定(平成29年2月)後の主な動き〉

◎「学習指導要領」の改訂

改訂された要領は順次、平成30（2018）年度に「幼稚園教育要領」、令和2（2020）年度に「小学校学習指導要領」、令和3（2021）年度に「中学校指導要領」がそれぞれ全面実施されており、社会とのつながりの中で学び、「自分の力で人生や社会をよりよくできる」という実感を持つことで、変化の激しい社会の中にあっても困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力を育むことを目指しています。具体的には、小学校における英語教育、「道徳」の特別教科化等の内容が含まれます。

◎「第3期教育振興基本計画」の策定

国は、教育基本法第17条第1項に基づき、平成30（2018）年6月に『第3期教育振興基本計画』（平成30〔2018〕年度～令和4〔2022〕年度）を策定しています。この計画により、人生100年時代や超スマート社会（「Society5.0^{*}」）に向けた社会状況の変化が見込まれる中で、若年期の教育に加え、生涯にわたる学習や能力向上を実現するための施策が行われています。

◎「障害者文化芸術推進法」の施行

障がいのある人が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律が制定され、平成30（2018）年6月に施行されています。

◎地域学校協働活動の推進（社会教育法の改正）

中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を受け、平成29（2017）年に社会教育法が改正されています。

地域学校協働活動が地域住民の積極的な参加を得て、学校との適切な連携のもとに円滑・効果的に実施されるよう、市町村に、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発等の必要な措置を講ずることが求められています。

◎「GIGAスクール構想」の推進

当初は令和6（2024）年3月末までの実現を目指していた全小中学生に学習用端末を配り、学校内の通信ネットワークを整える国の「GIGAスクール構想」が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして前倒しで進められ、令和3（2021）年3月末までに「1人1台」の端末配備が完了しています。

※ Society5.0：平成28（2016）年1月に閣議決定され、政府が策定した「第5期科学技術基本計画」の中で提唱されている新しい社会のあり方で、テクノロジーによってオンライン空間と現実世界をつないで、様々な社会の問題を解決し、人々が暮らしやすい社会を示す概念のこと。

2 プランの特徴（性格と位置付け）

本プランは、本市の教育分野におけるマスタープランとして位置付けるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「市町村教育振興基本計画」の性格を併せ持ちます。

このため、本プランにおいては、本市の教育分野における基本方針と、それに基づく具体的施策や指標などを定めるものとします。

	教育大綱	教育振興基本計画
根 拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3	教育基本法第17条第2項
策定義務	義務付け	努力義務
性 格	教育等の振興の総合的な施策の方針	教育の振興のための具体的な施策
策定主体	首長（※総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体（教育委員会）

※次ページに、「プランの位置付け図（市の諸計画等の関連図）」を掲載しています。

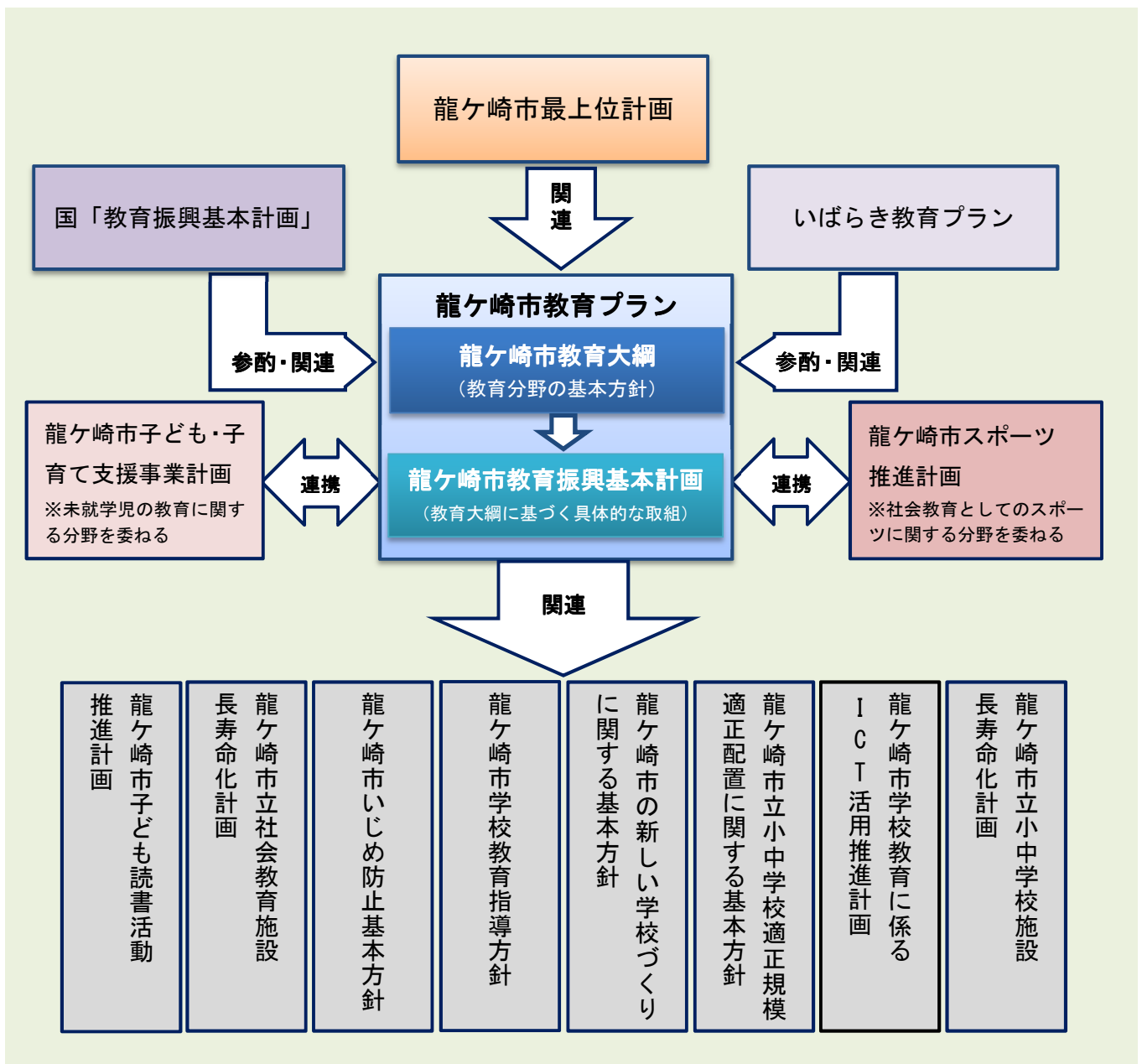
3 計画期間

本プランの計画期間は、本市の最上位計画との整合を図り、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とし、中間年度に見直しを行うものとします。

なお、本プランに関連する諸計画等の期間については、以下の図のとおりです。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
国	第3期教育振興基本計画 (2018～2022)					第4期教育振興基本計画（予定） (2023～2027)							
茨城県	いばらき教育プラン (2016～2020)			延長		いばらき教育プラン (2022～2025)							
龍ヶ崎市	第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (2017～2021)				延長	龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030（前期4年・後期4年） (2023.1～2031.3)							
	龍ヶ崎市教育プラン (2017～2021)				延長	第2次龍ヶ崎市教育プラン（中間年度に見直し） (2023.4～2031.3)							

プランの位置付け図（市の諸計画等の関連図）



4 対象範囲

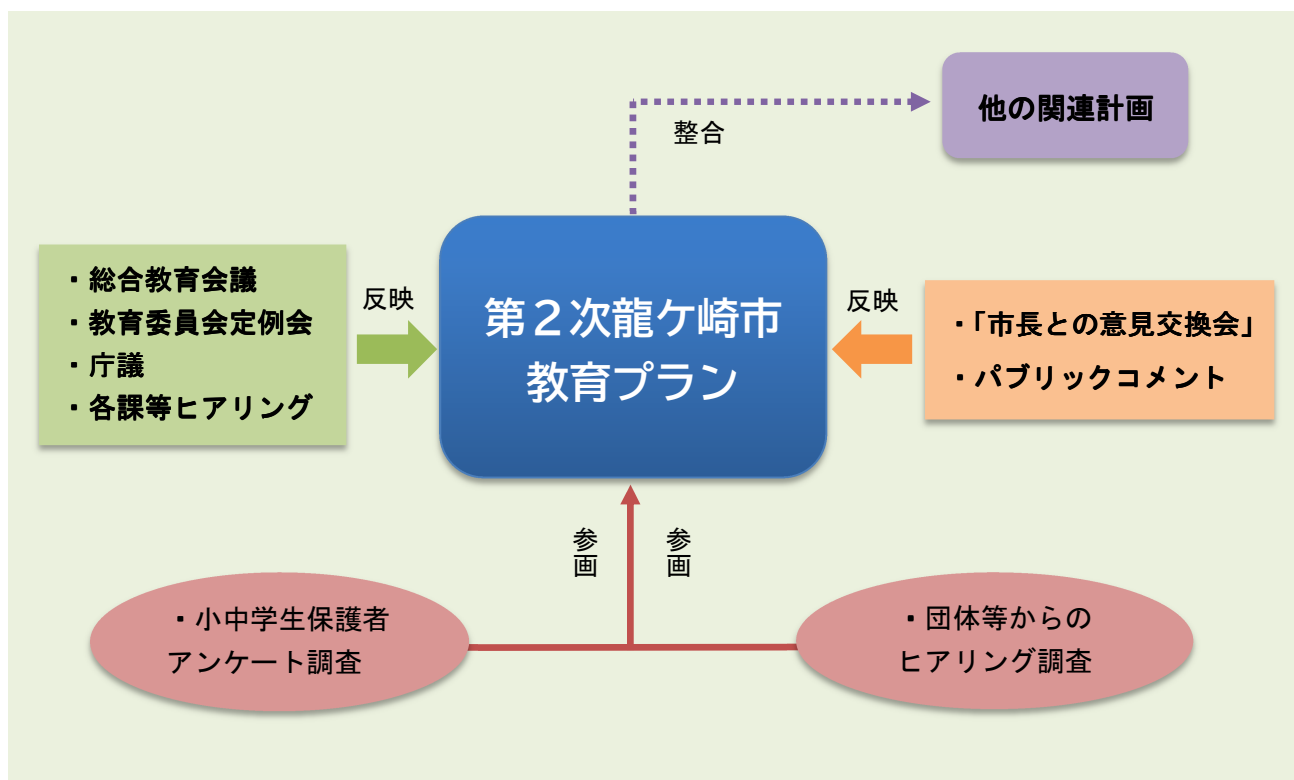
本プランの対象は、「学校教育」をはじめ、「家庭教育」・「社会教育」とし、スポーツを除く教育全般とします。

具体的には、小中学校の教育に関する「義務教育」、家庭教育や子どもの健やかな成長に関する「健全育成」、生きがいづくりなどの「生涯学習」、伝統文化、文化財などに関する「文化芸術」等の分野が対象になります。

5 プラン策定の体制

本プラン策定に当たっては、市役所庁内における複数の重層的な会議で必要な事項の検討を重ねるとともに、本市の最上位計画等の関連計画との整合にも留意しました。

また、児童生徒の保護者をはじめ市民の意見等を幅広く伺うため、アンケート調査等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。





たつのこプロジェクト会議（オンライン形式）の様子

第2章

教育の現状等

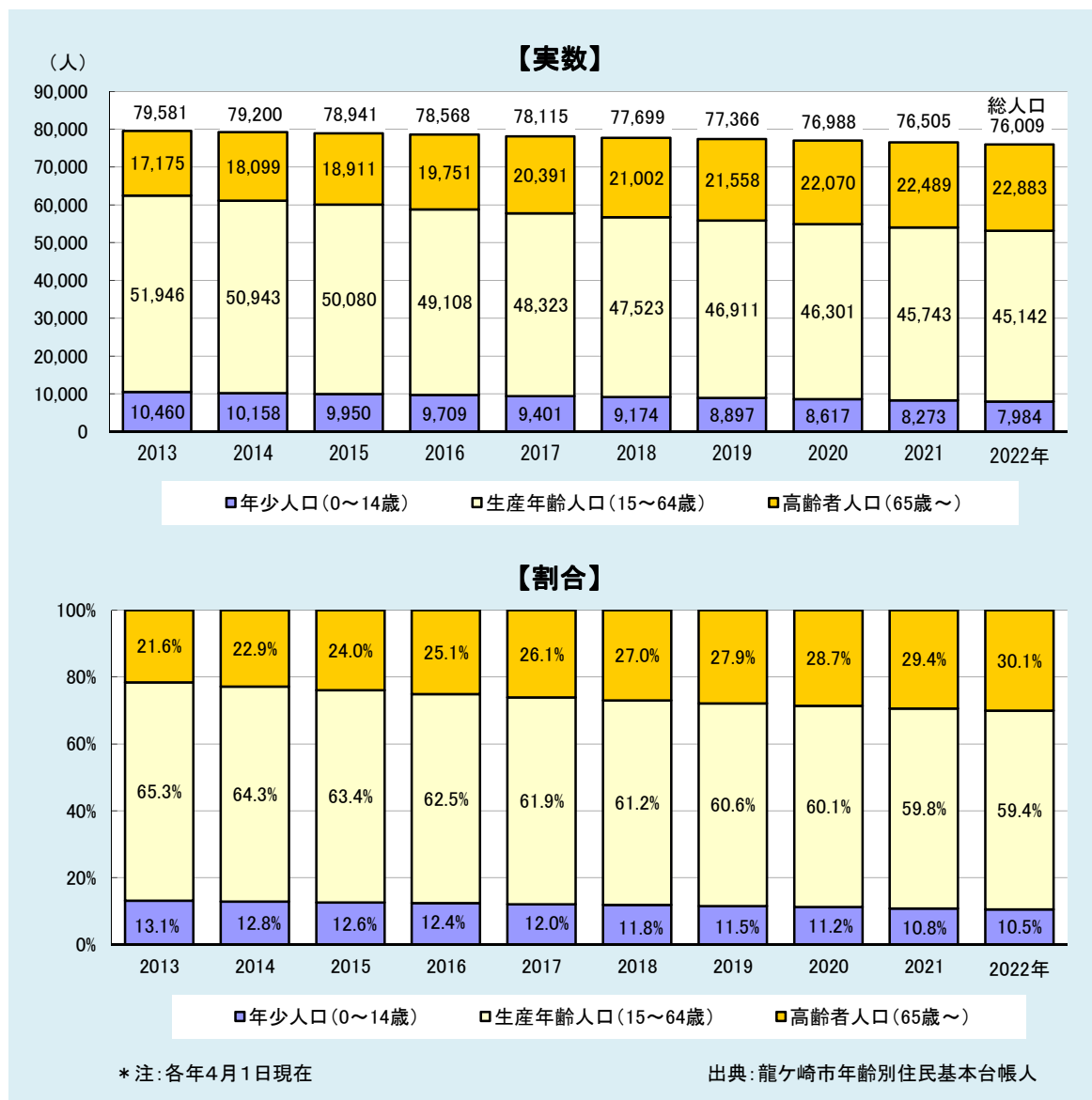
1 本市の現状等（統計資料等から）

（1）市の人口の推移

本市の総人口は、平成 22（2010）年の 80,334 人をピークに減少傾向に転じており、令和 4（2022）年 4 月 1 日現在では 76,009 人となっています。

年齢 3 区分別人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）の割合をみると、一貫して高齢者人口は増加、年少人口は減少が続いており、本市においても少子高齢化が進行していることが分かります。

市の総人口・年齢 3 区分別人口の推移

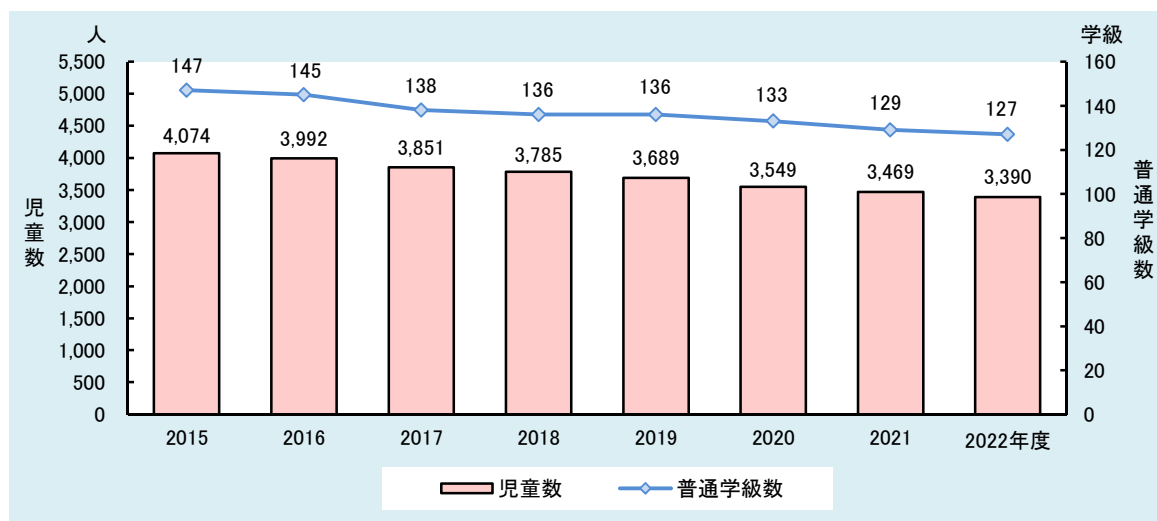


(2) 児童生徒数・学級数の推移

【小学校児童】

本市立小学校の児童数は、減少が続いており、令和4（2022）年度で 3,390 人となっています。それに伴い、普通学級数も平成 27（2015）年度の 147 学級から令和4（2022）年度の 127 学級に減少しています。

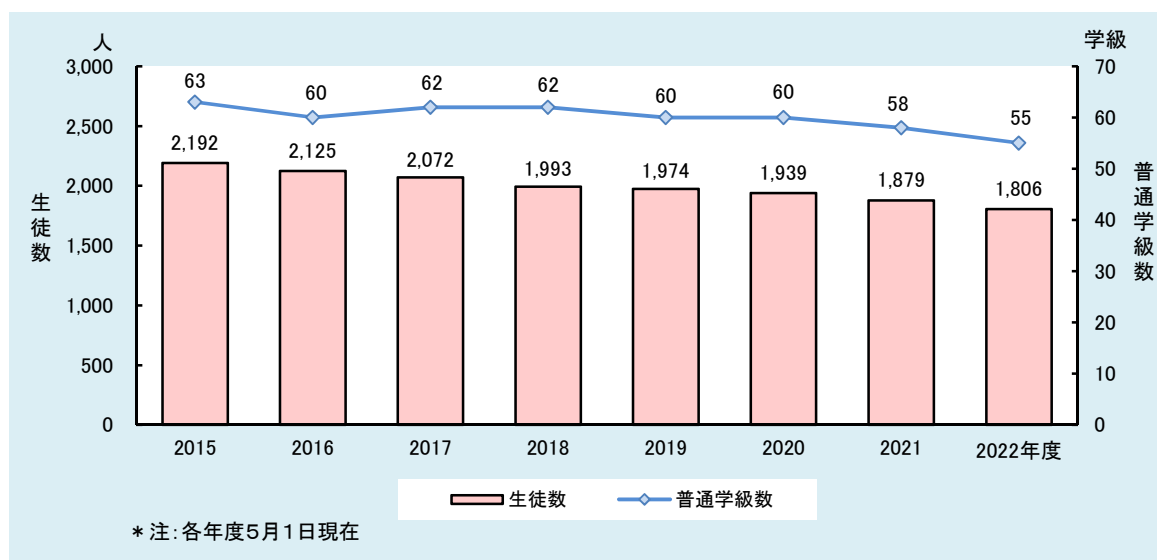
市立小学校の児童数と普通学級数の推移



【中学校生徒】

本市立中学校の生徒数は、減少が続いており、令和4（2022）年度で 1,806 人となっています。それに伴い、普通学級数も平成 27（2015）年度の 63 学級から令和4（2022）年度の 55 学級に減少しています。

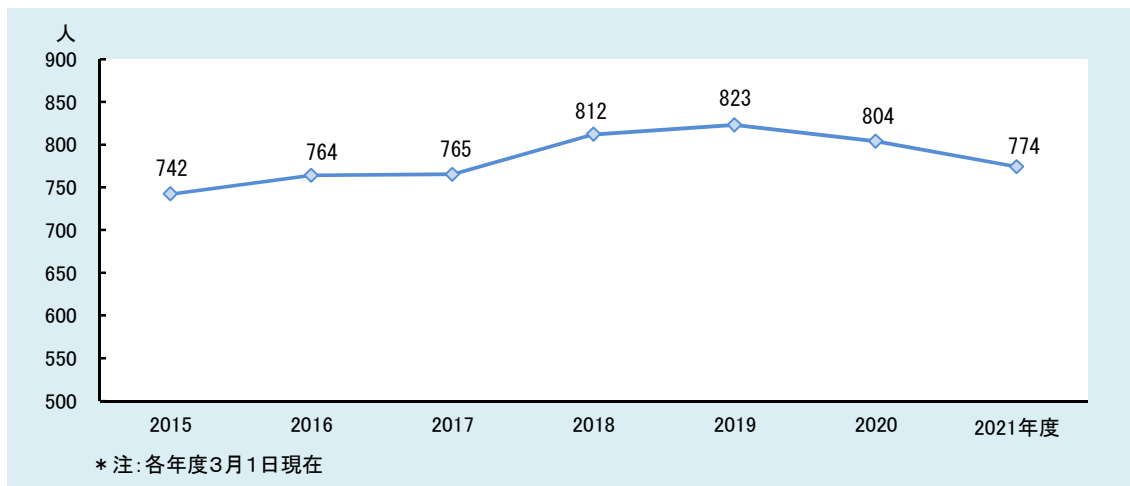
市立中学校の生徒数と普通学級数の推移



（３）学童保育利用者数の推移

学童保育（放課後児童健全育成事業）の利用者数については、平成 27（2015）年度以降、増加傾向にありましたが、令和元（2019）年度の 823 人をピークに、近年は減少傾向に転じています。

学童保育利用者数の推移

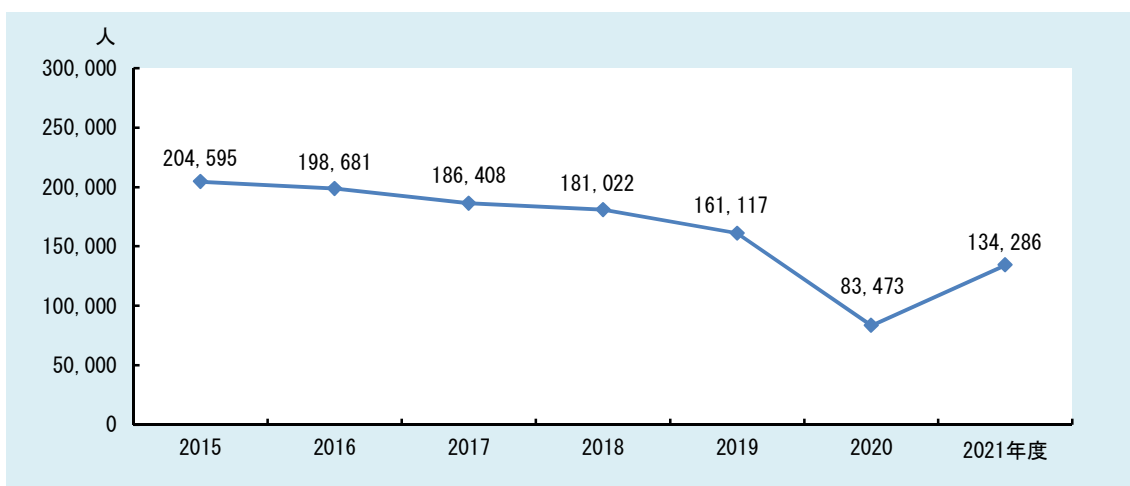


（４）市立図書館入館者数・貸出冊数の推移

① 入館者数

市立図書館の入館者数は、平成 27（2015）年度以降、減少傾向にあります。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、大きく減少しています。

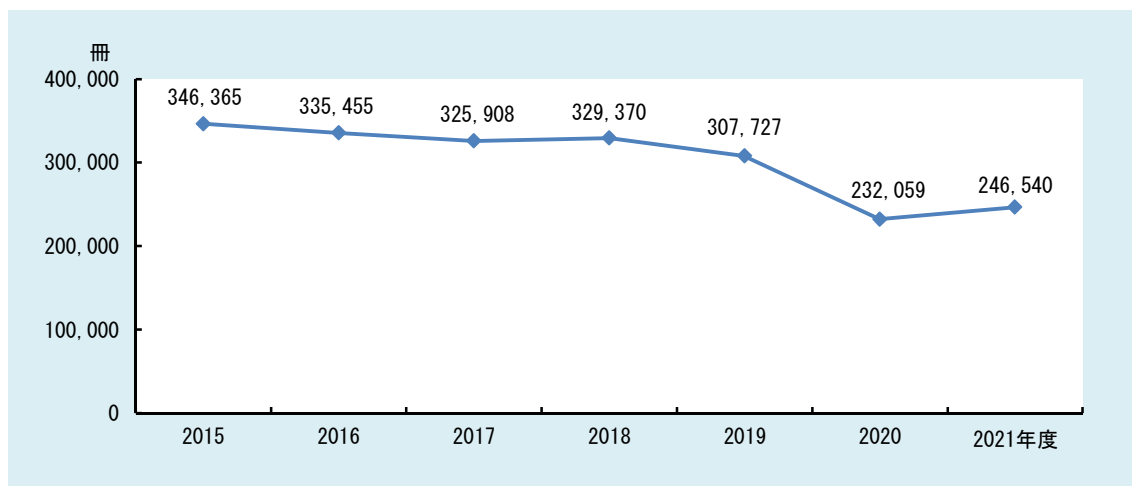
入館者数の推移



② 貸出冊数（個人）

市立図書館（コミュニティセンター図書室を含む。）の個人貸出冊数は、平成 27（2015）年度以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、大きく減少しています。

貸出冊数（個人）の推移

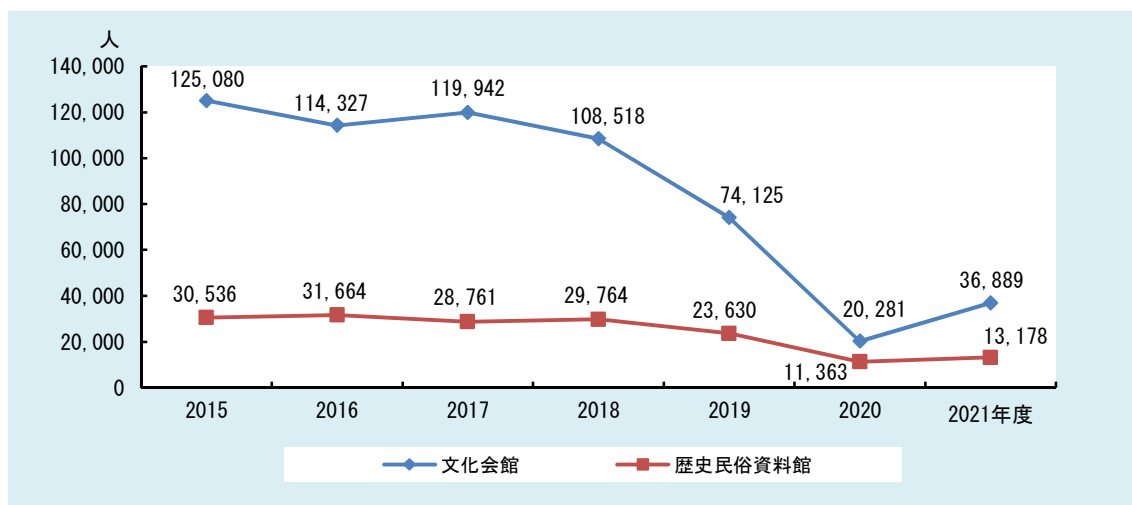


（５）文化会館・歴史民俗資料館入館者数の推移

文化会館の入館者数については、平成 30（2018）年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元（2019）年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少しています。

歴史民俗資料館の入館者数についても、文化会館と同様の傾向を示しています。

文化会館・歴史民俗資料館入館者数の推移



(6) 文化財の状況

本市には、国指定・選択・登録文化財が6件、県指定文化財が5件、市指定文化財が19件、合計30件の貴重な文化財が存在しています。

また、これらの文化財のほか、龍ヶ崎市民遺産条例に基づき、15件を市民遺産として認定しています。

指定文化財等の件数(令和4(2022)年4月現在)

単位:件

区分		国	県	市	合計
有形文化財	建造物	1	－	1	2
	絵画	1	－	－	1
	彫刻	－	－	3	3
	工芸品	－	1	1	2
	書跡	－	－	－	0
	典籍	－	－	－	0
	古文書	－	－	1	1
	考古資料	－	1	1	2
	歴史資料	－	－	4	4
無形文化財		－	－	－	0
民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	－	0
	無形民俗文化財	1 *	1	1	3
登録文化財	建造物	2	－	－	2
	工作物	1	－	－	1
記念物	史跡	－	1	3	4
	天然記念物	－	1	4	5
合 計		6	5	19	30
市民遺産		－			15

* 注: 国選択無形民俗文化財

2 アンケート調査結果からみた現状等

(1) 調査の概要

本プランの策定に当たって、本市立の小学校（偶数学年）・中学校（全学年）の児童生徒の保護者の方々を対象に、令和3（2021）年11月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

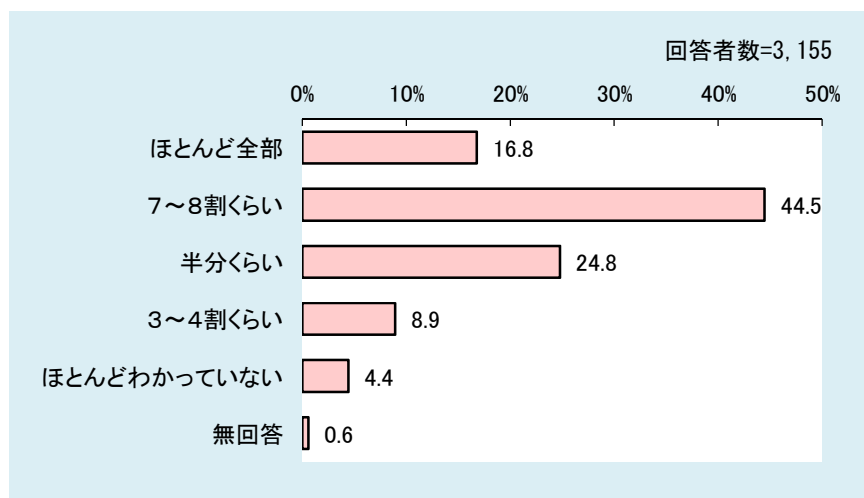
アンケート調査の実施概要

(1) 対象者数	計 3,642 人
(2) 抽出方法	小学校：偶数学年 中学校：全学年
(3) 調査方法	学校と児童・生徒を経由した配布・回収
(4) 調査内容	1 お子さんのことについて 2 あなた（保護者）自身について 3 学校教育や学校との関わりについて 4 家庭での教育について 5 市の教育施策について
(5) 回収結果	
・有効回収数	3,155 票
・有効回収率	86.6%

以下に、アンケート調査結果から見た現状などについての要点をまとめて示します。

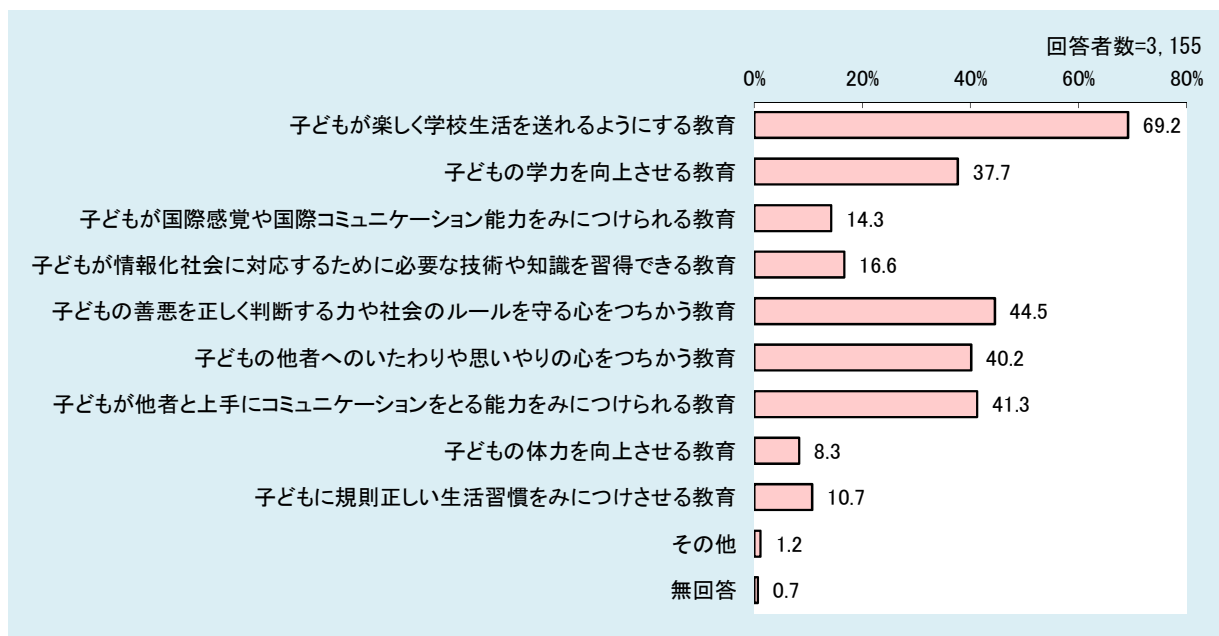
(2) 学校の授業の理解度

お子さんが学校の授業をどのくらいわかっていると思うか尋ねたところ、2番目に多い回答は「半分くらい」（24.8%）となっており、ほぼ4分の1を占めています。また、「ほとんどわかっていない」という回答も4.4%みられ、課題がうかがえます。



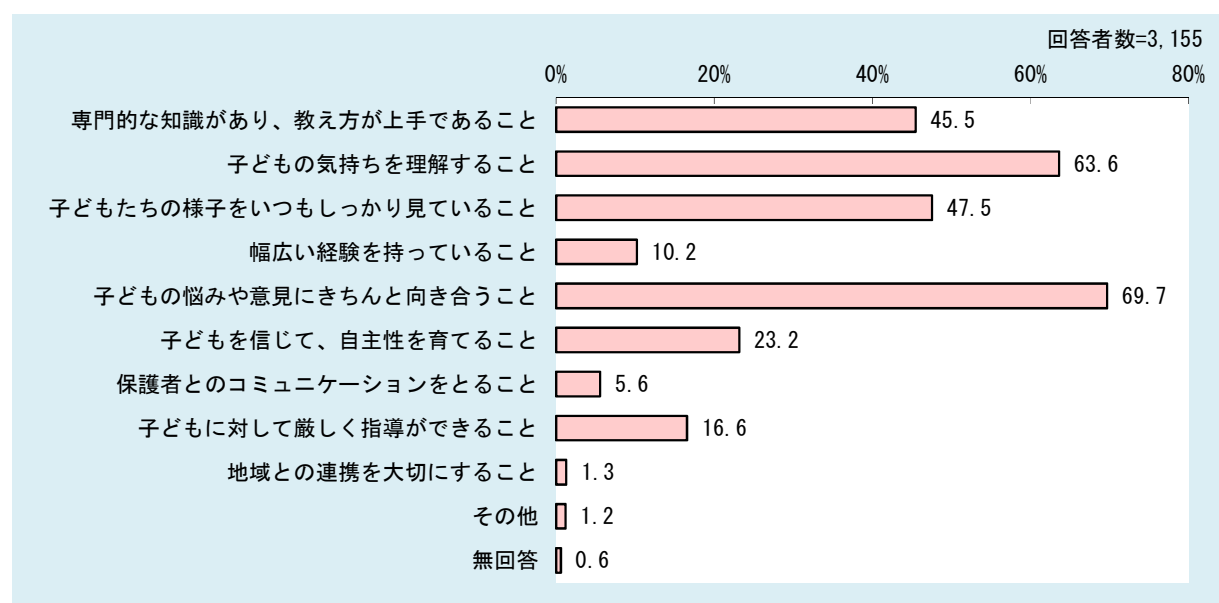
（３）学校教育に望むこと

お子さんが通っている学校での教育にどのようなことを望むかについては、「子どもが楽しく学校生活を送れるようにする教育」（69.2％）という回答がほぼ7割に達して最も多く、「子どもの善悪を正しく判断する力や社会のルールを守る心をつちかう教育」（44.5％）などが続いています。社会や他者との関わりが重要視されていることがうかがえます。



（４）学校教員に期待すること

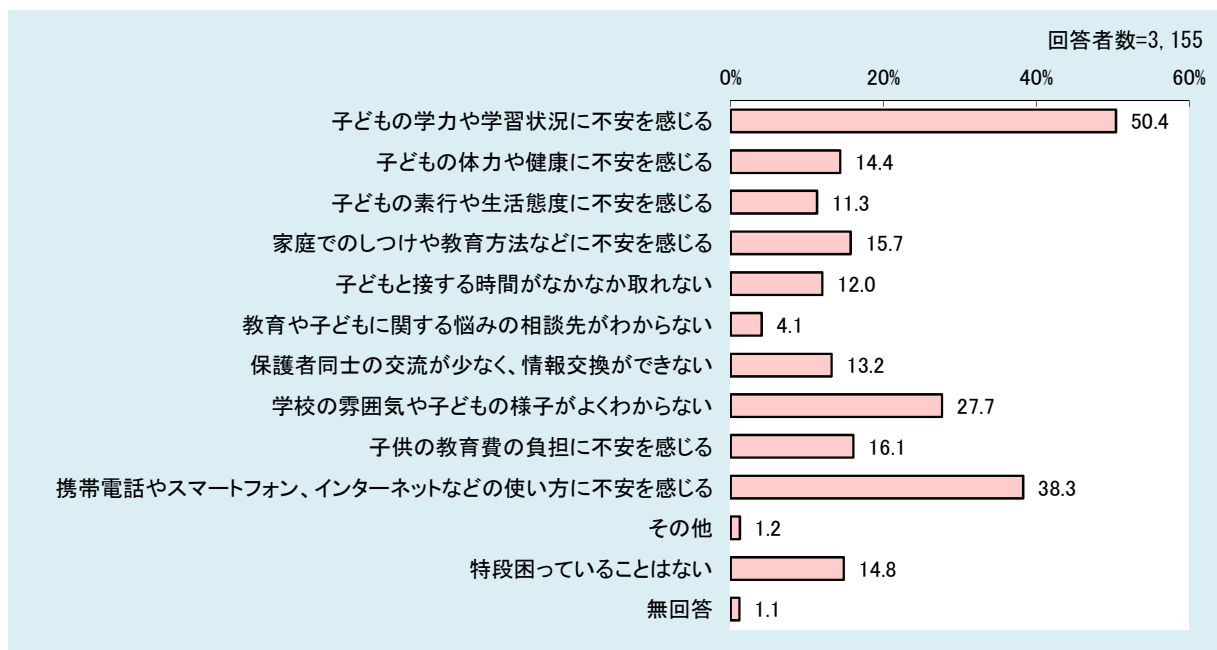
学校の教員に期待することとしては、「子どもの悩みや意見にきちんと向合うこと」（69.7％）、「子どもの気持ちを理解すること」（63.6％）という回答が多くなっており、子どもの内面に丁寧に向き合う教員の姿勢が求められていることがうかがえます。



(5) 家庭教育で困っていること

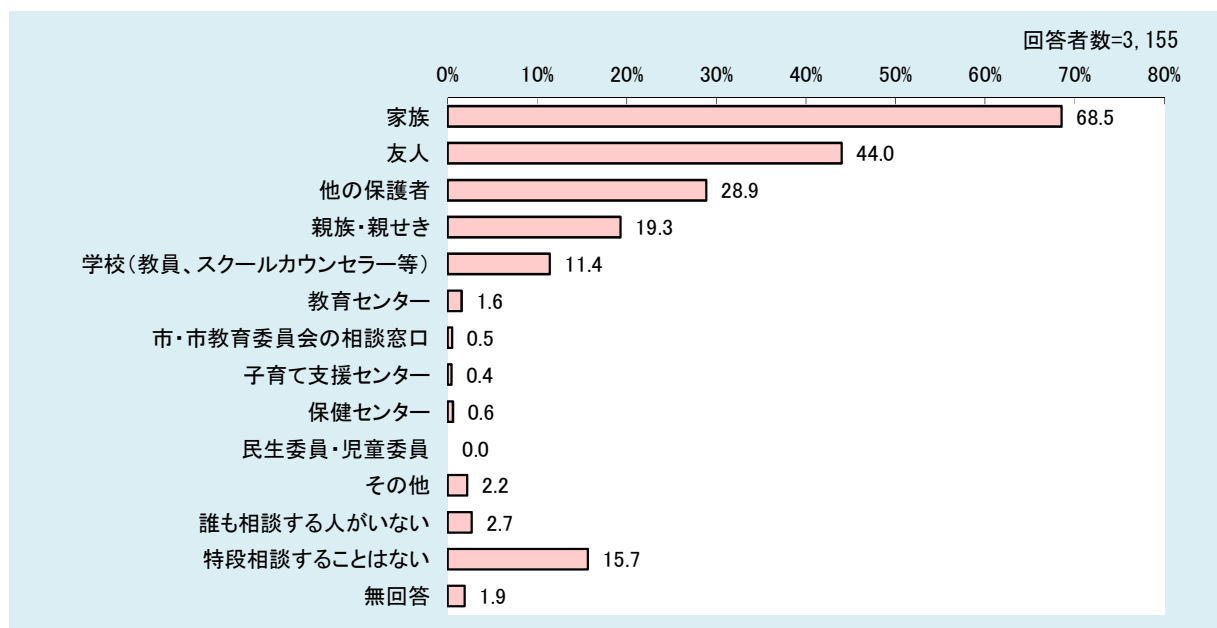
家庭での教育について困っていることについて尋ねたところ、「子どもの学力や学習状況に不安を感じる」(50.4%)という回答が最も多く、次いで「携帯電話やスマートフォン、インターネットなどの使い方に不安を感じる」(38.3%)が多く、「学校の雰囲気や子どもの様子がよくわからない」(27.7%)が続いています。「特段困っていることはない」は14.8%となっています。

ICT機器の整備・活用を推進するに当たり、情報セキュリティや情報リテラシーに関する教育にも力を入れる必要があると考えられます。



(6) 困り事についての相談相手

家庭教育での困り事について誰かに相談したかどうかについては、「家族」(68.5%)という回答が最も多く、「友人」(44.0%)等が続いています。公的な相談窓口の利用は多くはなく、課題がうかがえます。「誰も相談する人がいない」も2.7%みられます。



3 第1次プランの進捗・達成状況について

基本方針1 義務教育の充実

《総括》

小学校における英語教育の充実、「道徳」の特別教科化、更には「GIGAスクール構想」の推進など、新たな対応が求められる中、丁寧かつ計画的にそれぞれ対応し、「授業がよく分かる」との意識を持つ児童が約88%、生徒が約73%と高い水準になっています。

一方で、「全国学力・学習状況調査」では全国平均を下回っており、家庭学習の時間についても同様であることから、家庭と連携し、学力の定着を図る必要があります。

また、ICT教育を推進するに当たっては、学校間や教員間のスキル格差の是正に加え、子どもたちのメディアリテラシー※やSNS利用モラルの習得を徹底する必要があります。

令和2（2020）年度からは、義務教育9年間を見据えた「小中一貫教育」により、“キャリア教育”や“シティズンシップ教育”を推進しています。児童生徒の社会参画の意識は全国平均を下回っているものの、年々高まりつつあります。

また、児童生徒の「豊かな心」を育む教育を推進しており、自尊感情や規範意識などについては、過去の調査より上昇していますが、全国平均は下回っており、更なる取組が必要です。

《具体的施策1 知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します》

【確かな学力】

- ・「龍の子人づくり学習」を核とした小中一貫教育により、シームレスで効果的な学校教育が実践されています。また、学区の見直しや施設一体型小中一貫校の検討など、小中一貫教育を推進するための環境整備を行いました。
- ・市内全小学校に市独自で学習充実指導講師を配置し、少人数指導やチームティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導により、「授業がよく分かる」児童の割合が増えています。
- ・全小学校で学級担任とALTによるチームティーチング体制が構築され、ALTを活用したコミュニケーション体験などにより、楽しみながら行える外国語活動や英語教育が展開されています。
- ・県事業「学びの広場」とタイアップし、夏休み期間中の学習機会を充実させました。
- ・司書教諭や市内全校に配置している学校図書館司書が中心となって、学校図書館の積極的活用を図る様々な取組を行いました。一方、インターネット・スマートフォンの急速な普及によるものと思われる読書離れの傾向が進んでいます。
- ・GIGAスクール構想の推進に伴う1人1台の学習用端末の整備及び通信環境の改善を行いました。また、ICT機器の活用方法や情報セキュリティ・情報モラルに

※ メディアリテラシー：インターネット等の各種メディアを主体的に読み解く能力やメディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力等のこと。

関する研修を教職員に実施し、児童生徒の学習意欲を高める工夫を凝らした多様な授業が展開されています。

- ・授業改善指導及び夏季休業期間の研修や新規採用教職員を対象とした研修の実施等を通じて、教職員の資質向上を図りました。

【豊かな心】

- ・問題解決的、体験的な学習を取り入れた道徳学習により、ルールを守ることなどの道徳性が育まれています。
- ・「人権教育推進計画」の下、各校で差別や偏見、いじめ問題の解消に向けた教育に取り組みました。また、“合理的配慮”やユニバーサルデザインを意識した授業づくりなど、人権教育推進体制の整備を行いました。
- ・社会参画力を育成するため、各中学校区の実態や発達段階に応じた体験活動を実施しました。
- ・「非核平和推進事業」の一環として、市内の中学生を広島、長崎、沖縄へ派遣し、戦争の実態や平和の尊さについて学習することにより平和教育を推進しました。
- ・市の歴史や文化に触れる体験的な学習の機会の創出に努め、郷土に対する誇りと愛着を育みました。
- ・市音楽祭や市民文化芸術フェスティバルなど、作品発表の場を設けました。作品制作とその発表を通じて、児童生徒の感性や表現力を育みました。

【健康な体】

- ・「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」を各校の実態や課題に応じて作成し、体育の授業や業間・昼休み等における運動、体育的行事等を通して、児童生徒の運動量の確保に取り組みました。しかし、全国的に児童生徒の体力低下の傾向が見られる中、本市でも同様の傾向がありました。
- ・龍ヶ崎市スポーツ協会の協力の下、スポーツ指導者の派遣を積極的に取り入れ、質の高い部活動を行っています。
- ・児童生徒及び保護者に対して、健康に関する様々な情報提供や指導・助言を行いました。虫歯のない児童生徒の割合は全国や県の平均を超えていますが、肥満の児童生徒の割合が増加傾向にあります。
- ・栄養教諭等の食の専門家による「食育」の学習を計画的に行いました。学習を通して、児童生徒の食や郷土食材に対する意識が向上しています。

《具体的施策2 自主性や社会性を育む教育環境を整備します》

- ・良好な教育環境を確保するため、理想とする適正規模の学校づくりに向けた検討を進めました。その結果、市内の2中学校を統合して小規模化を改善し、生徒のためにより良い教育環境を整備することができました。
- ・地域と連携した社会奉仕活動や、職場見学・職場体験を通して、“いち社会人”としての意識の高揚が図られています。

《具体的施策3 地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを推進します》

- ・地域の人材を招いての学習活動や体験活動など、様々な地域との交流活動に取り組んでいます。

- ・流通経済大学との連携事業により、学生たちが小中学校に赴き、様々な指導支援に携わる環境を整えました。これにより、児童生徒がより専門性のある指導を受けることができ、幅広い分野に関心を持つきっかけになりました。また、教員を目指す学生などに貴重な体験を提供することができました。
- ・「龍ヶ崎教育月間」、「龍ヶ崎教育の日」を中心に、学校・家庭・地域が連携して家族のきずなや地域での触れ合いを深める事業に取り組んでいます。
- ・小学校間・小中学校間・小中高校間の連携した取組により、児童生徒に様々な学習機会や交流機会を提供しました。特に、小中学校間の交流連携は、小学校6年生が中学校へ進学する際の不安軽減に役立っています。

《具体的施策4 一人ひとりの心に寄り添う教育を推進します》

- ・教育センターが中心となって教育相談員や龍の子さわやか相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる専門性を生かしたカウンセリングを行い、子どもたちが抱える様々な問題や悩みの解消に努めています。また、1人1台の学習用端末やスマートフォンアプリなどから相談できる「STANDBY」を導入し、相談の間口を広げました。

《具体的施策5 安全・安心で信頼される学校づくりを推進します》

- ・毎年、通学路の危険箇所の抽出・改善を図りながら、児童生徒の登下校時の安全の確保が図られています。
- ・地域や保護者の協力により、子どもの見守りなど地域防犯体制が確立されています。
- ・「いじめは絶対許さない」との意識を共有し、いじめの未然防止のために様々な機関等が連携しています。
- ・学校ホームページや「学校だより」などにより、学校の情報が積極的に発信され、地域に開かれた学校づくりに努めています。

《具体的施策6 学びを支える教育環境を整備します》

- ・GIGAスクール構想の推進のための高速大容量ネットワーク環境整備など、新たな学びを支える学校施設の計画的な整備、改修が実施されています。
- ・食育の基礎となる安全な給食を安定して提供するため、新学校給食センターの整備が進められています。
- ・経済的に困窮する世帯や多子世帯等を支援し、教育機会の均等を図っています。
- ・子どもたちと関わる時間の確保や教職員の健康管理のため、教職員の「働き方改革」が段階的に進められています。

基本方針２ 子どもの健全育成

《総括》

学童保育ルームの全学年児童受入れと安定的な運営、子育てに関するセミナーや悩み相談事業の実施により、保護者の子育てに対する負担は軽減されています。今後は、外国にルーツを持つ保護者へのサポートが課題です。

保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続や「サタデースクール」など、義務教育以外の教育にも力を入れ、子どもの健全育成に向けた環境を整備しています。

少子化の進行が著しい中、子ども会活動や地域活動など、子どもたちの交流機会や社会性を養う機会が提供されていますが、参加者が限定的なことから、それぞれの活動の見直しなども検討する必要があります。

《具体的施策１ 家庭の教育力の向上を図ります》

- ・「子育てふれあいセミナー」や相談事業の実施により、多様化する子育てや家庭教育に関する悩みの解消に努め、保護者の負担軽減を図っています。
- ・「龍ヶ崎教育月間」、「龍ヶ崎教育の日」を中心に、講演会・パネルディスカッションの開催や教育月間にちなんだ作品募集を行うなど、学校・家庭・地域が連携して、家族のきずなや地域での触れ合いを深める事業に取り組んでいます。

《具体的施策２ 幼児教育の充実を図ります》

- ・幼児保育・教育と義務教育の交流や情報共有が積極的に行われ、小学校生活にスムーズに適應できる環境が整っています。
- ・保育士の確保や資質向上に努め、安定した幼児教育が提供されています。

《具体的施策３ 子どもが健全に育つ環境を整備します》

- ・施設の増設や余裕教室の活用などにより、学童保育における待機児童ゼロが維持され、保護者の就労等の支援が図られています。
- ・「サタデースクール」において、子どもたちが興味を持って参加できる様々な自主性・社会性を育むプログラムが展開されており、参加した児童・保護者が満足感を得ている様子がうかがわれます。
- ・青少年関係団体による巡回パトロールや「あいさつ・声かけ運動」などが定期的に実施され、青少年の非行を防止し、犯罪に巻き込まれない環境が構築されています。

《具体的施策４ 子ども達の交流を促進します》

- ・たつのこやま管理棟において、NPO法人やボランティアが遊びの指導や見守りを行い、利用する子どもたちが楽しく安心して過ごせる居場所を創出しました。
- ・子ども会への加入児童が年々減っているなか、子ども会によっては工夫を凝らした活動が継続されています。活動の活性化を図ることが今後の課題です。
- ・市内一斉清掃やあいさつ・声かけ運動などの地域活動、コミュニティセンターが実施するイベントなどに参加することで、子どもたちの社会性が養われています。
- ・中学校区別での“分散型”の成人式を実施しています。同級生同士の和やかな式となり、高い参加率を維持していますが、成人年齢の引き下げをきっかけに見直しを行いました。令和4年度からは集合開催方式に改め、「二十歳のつどい」として開催していきます。

基本方針3 生涯学習の推進

《総括》

市立図書館の分館の設置や電子図書の充実などにより、読書環境の充実を図りました。

流通経済大学やボランティアなどの協力により、参加・体験できる様々な学習のメニューや機会が提供されています。コミュニティセンターを中心として実施される講座が多く、市民による自発的な生涯学習活動が活発に行われています。

人権教育・啓発については、研修や啓発キャンペーンの実施により、人権意識の高揚に努めました。

《具体的施策1 学びを深める環境の充実を図ります》

- ・市立図書館とコミュニティセンター図書室及び学校図書館との連携など、利用者の利便性の向上を図りました。特に、電子図書の拡充は時流に沿ったものであり、利用者の大幅な増加につながりました。また、テレワーク機能を付加した市民の居場所として、「たつこの図書館（市立図書館北竜台分館）」をオープンし、新たな視点での読書への関心を高めています。
- ・図書資料の充実に加えて、図書館司書の資質向上や普及イベントの開催を通じ、読書環境の充実を図りました。ただし、図書資料の充実に伴う蔵書スペースの確保が課題です。
- ・ボランティアによるおはなし会の開催や読書関連イベントの実施など、幼少期から本に親しむ取組を行っています。

《具体的施策2 多様な学習機会の充実を図ります》

- ・生涯学習の幅広い分野で知識・技能・経験を持つ方が人材バンク※に登録されているものの、現状では利用が限られています。潜在的な需要は高いと思われることから、人材バンクの利用促進に向けた制度の見直しや取組が必要です。
- ・龍・流連携協定に基づき、大学が持つ数多な資源が提供され、専門性の高い学習の機会が提供されています。
- ・各コミュニティセンターにおいて、地域らしさも取り入れた、子どもから高齢者まで幅広い年代が参加できる事業が活発に展開されています。
- ・介護・防災分野を中心に出席講座が実施されており、市民の学習ニーズを満たすとともに、市の事業に関する情報提供の場としても機能しています。

《具体的施策3 人権教育・啓発を推進します》

- ・人権週間を中心に、キャンペーンやパネル展の開催、啓発チラシの配布など、人権意識の高揚を図る取組が行われています。
- ・専門的知識を有する人権擁護委員が人権に関する相談を受ける体制が確保されています。
- ・市職員等に対して専門研修を実施しており、人権に関する啓発活動が行われています。

※人材バンク：生涯学習の広い分野で知識・技能・経験を持つ者を登録するもので、登録した情報は、指導者や講師を探す個人、団体等に提供している。

基本方針4 文化芸術の振興

《総括》

有形・無形を問わず、指定文化財の適正な保存・周知が図られています。

また、市民遺産についてもその発掘・認定に積極的に努めています。認定した市民遺産や指定文化財については、説明板の設置や文化財マップへの掲載、見学会等のイベントへの活用等、市の魅力を内外に発信しています。

市民の文化・芸術活動の成果発表の場である文化芸術フェスティバルの延べ来場者及び文化会館の利用者の数は、コロナ禍以前は盛況の一方で横ばいとなっており、参加者の掘り起こしや活動の裾野を広げる方策の検討が必要です。

郷土学習については、歴史民俗資料館を中心に展示・普及事業及び体験学習を行っており、利用者の高い満足度を維持しています。しかしながら、外部スタッフの後継者不足など、今後の事業の継続に課題が残ります。

文化会館・歴史民俗資料館ともに、施設及び設備が老朽化しており、今後の適切な維持管理が必要です。

《具体的施策1 文化芸術に親しむ機会の充実を図ります》

- ・文化協会加盟団体等が中心となって、市民レベルの文化・芸術活動が積極的に行われています。また、成果発表の場を設けることにより、活動の活発化を図ることができました。
- ・文化会館では、幅広い年齢層をターゲットとした、鑑賞・招聘型の質の高い文化・芸術に触れる機会が提供されています。
- ・コロナ禍以前の文化芸術フェスティバルの来場者数や文化会館の利用者数については、高止まりとなっています。

《具体的施策2 多様な文化財の保存と活用を推進します》

- ・新たな指定文化財候補の掘り起こしや既指定文化財の保存・周知が計画的に行われています。
- ・地域住民に親しまれている自然や歴史的・文化的な遺産を市民遺産として認定することで、“シビックプライド”の醸成が図られています。
- ・指定文化財等の見学会や公開、説明板の設置等を通じ、本市が誇る貴重な文化財等の存在を多くの方に知ってもらうことができ、郷土の歴史への理解が深まりました。

《具体的施策3 郷土学習を推進します》

- ・歴史民俗資料館を中心に、展示事業、普及事業及び体験事業を展開し、郷土の歴史・文化を学ぶ機会を提供しています。
- ・施設の老朽化や外部スタッフ等の後継者不足が課題です。

基本方針5 スポーツの推進

《総括》

スポーツ団体への活動支援やスポーツ施設の整備を通して、スポーツ環境の充実を図りました。

「国民体育大会」や「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催により全国的にスポーツに対する関心が高まる中、情報発信を活発に行い、スポーツ人口の拡大を図りました。

《具体的施策1 流通経済大学と連携したスポーツ施策を推進します》

- ・市のスポーツ施設の優先貸出しや積極的な情報発信を行い、流通経済大学運動部の公式戦等、全国レベルの大学スポーツを観戦できる環境の充実を図りました。
- ・流通経済大学やスポーツ団体の協力の下、様々なスポーツイベントを実施しました。

《具体的施策2 スポーツを支える環境を整備します》

- ・総合運動公園をはじめとする市のスポーツ施設について指定管理者と連携を図り、利用者の視点に立った利用しやすい施設整備に努めました。
- ・スポーツに関する様々な情報（施設利用案内、スポーツ教室・スポーツイベントの開催案内、スポーツ団体の活動案内など）を積極的に発信し、スポーツへの関心を高めました。

《具体的施策3 身近でスポーツに親しむ機会の充実を図ります》

- ・多くのイベントが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる中、感染症対策を講じながら、スポーツ団体等による各種スポーツ大会等が開催されました。
- ・子どもたちのスポーツ活動の受け皿となるスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツ人口の拡大に努めました。
- ・ニュースポーツ体験教室やスポーツ団体による大会を開催するなど、ニュースポーツの普及に努めました。
- ・気軽に楽しめる龍ヶ崎市発のニュースポーツとして、「まいりゅうコロコロ」を考案するなどの取組を行いました。

《具体的施策4 競技力の向上を図ります》

- ・スポーツ指導者等を対象とした講習会や研修会を開催し、スポーツ競技の普及・振興に向けた指導者の資質向上を図りました。
- ・「東京2020オリンピック・パラリンピック」の事前キャンプとして、アメリカ合衆国柔道チームを受け入れるなど、市民が高いレベルの技術を目にできる機会を創出しました。
- ・全国規模以上の大会に出場した選手を対象とした表彰式の開催や激励金の交付など、トップアスリートの育成に向けた活動支援を行いました。



茨城県産献立給食「いばっぺごはんの日」の様子

第 3 章

プランの基本的な考え方

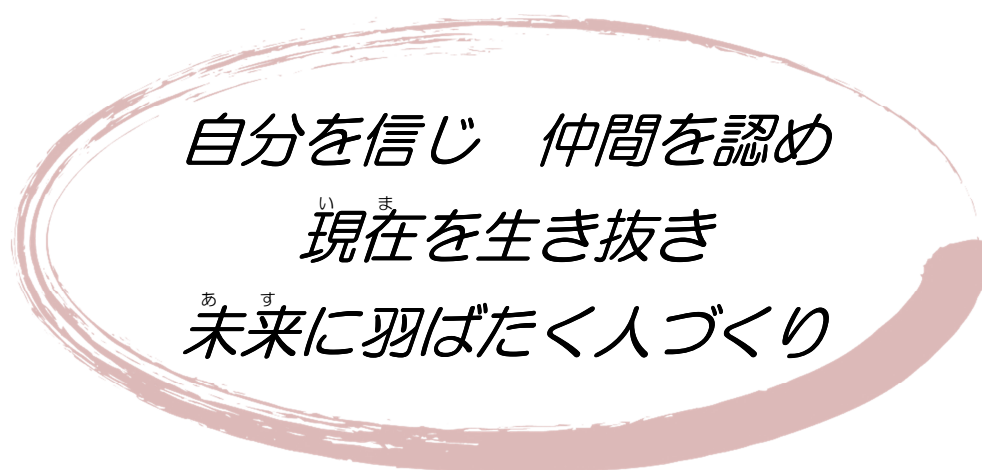
1 基本理念

本プランの基本理念は、本市教育行政の最も基本的な考え方を示すものです。

第1次プランでは、その基本理念を「ふるさと龍ヶ崎の 現在（いま）を担い、未来（あす）を拓く 人づくり」としました。

これは、「教育は人づくり」という考え方の下、地域の担い手づくりを重要な課題と位置付け、未来を拓く次世代への責任として、本市における教育行政を総合的に展開していく姿勢を示したものです。

本プランにおいては、第1次プランのこのような考え方を大切にしつつ、一人ひとりが自らの可能性の下に、多様な考え方や個性を持つ仲間と協働しながら、社会の一員としての役割を担い、一步一步、夢や目標に向かって努力する人づくりを主眼とした教育を推進するため、その基本理念を次のように定めました。



この基本理念については、行政のみならず、学校、保護者、市民、関係機関等、地域社会全体で広く共有し、互いの取組の展開につなげていきます。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を、「学校教育」の分野について6つ、「子どもたちの健全育成（家庭教育支援）」と「社会教育」の分野についてそれぞれ2つずつ定めます。

【学校教育】

基本方針1 未来への土台を築く確かな学力を育みます

児童生徒の確かな学力を育むため、義務教育9年間を見据えた「小中一貫教育（龍の子人づくり学習）」を推進していきます。

また、個に応じた多様な指導方法及び指導体制の充実や学校図書館の充実を図るとともに、研修会などを通じて教職員の資質及び指導力の向上に努めます。

さらに、教育環境の向上に向けて、小中学校の適正規模適正配置の取組を推進します。

関連する
SDGsの
目標



基本方針2 共生社会に向けた豊かな心を育みます

児童生徒の豊かな心や多様性を認め合う心を育むため、道徳教育や人権教育の充実に取り組みます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進するとともに、平和教育や郷土についての学習を推進していきます。

関連する
SDGsの
目標



基本方針3 たくましく健やかな体を育みます

児童生徒の運動機会の充実と健康に関する知識の普及に努め、児童生徒の体力の向上を図ります。

また、食育学習の推進に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、児童生徒の健やかな体を育みます。

関連する
SDGsの
目標



基本方針4 新しい時代に活躍できる人材を育成します

グローバル社会など、新しい時代に活躍できる人材を育成するため、外国語活動・外国語指導の充実を図るとともに、教育の情報化の充実を図ります。

また、児童生徒の社会参画力を育成するため、キャリア教育やシティズンシップ教育の充実を図ります。

関連する
SDGsの
目標



基本方針5 学びを支える教育環境を整備します

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、部活動の適正化と改革に向けた取組をはじめ、教職員の働き方改革を推進します。

また、地域や流通経済大学との連携により、児童生徒の学びの場の充実を図るとともに、地域との協働による学校運営を目指します。

さらに、支援が必要な児童生徒への組織的対応を図るため、教育支援体制を充実させていきます。

関連する
SDGsの
目標



基本方針6 安全・安心で信頼される学校づくりを推進します

安全・安心で信頼される学校づくりに向けて、登下校時等の安全確保や防災・救命体制の強化を図ります。

また、いじめ防止対策を強化していくとともに、学校情報の積極的な発信に努めていきます。

関連する
SDGsの
目標



【子どもたちの健全育成】

基本方針 1 人・地域のきずなを深め、子どもたちが健全に育つ環境を整備します

家庭、地域、関係機関が連携を深め、子どもたちが健全に育つ環境の整備に努めます。
また、子どもたちの交流活動の促進と若者世代が活躍できるための取組を進めます。

関連する
SDGsの
目 標



基本方針 2 子育て世代を応援し、平等な教育機会を提供します

平等な教育機会の提供に向けて、就学援助費の支給や多子世帯の学校給食費無償化のほか、市独自の奨学金の支給など、経済的支援の充実を図ります。

また、家庭教育に関するセミナーや講話を実施するとともに、家庭教育相談体制を充実させていきます。

さらに、学童保育ルームの充実などにより、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

関連する
SDGsの
目 標



【社会教育】

基本方針 1 豊かな人生のために、生涯にわたる学びの環境を整備します

市民の生涯学習の拠点の一つである図書館の利便性向上による快適な読書・学習環境の充実や、学校図書館と連携した子どもの読書活動の推進に取り組めます。

また、専門性の高い生涯学習講座の充実や、出前講座の充実などを図っていきます。

さらに、市民の人権尊重の意識の高揚に向けて、人権に関する啓発活動や研修の充実を図ります。

関連する
SDGsの
目標

**基本方針 2 歴史的・文化的遺産を守り、新たな創造の機会をつくれます**

地域文化活動の育成と支援に努めるとともに、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

また、文化会館や歴史民俗資料館の利便性と機能の向上を図るとともに、指定文化財・市民遺産の認定及び保存並びにそれらの活用を推進していきます。

関連する
SDGsの
目標



3 プランの展開（取組の体系）

基本理念と基本方針に基づき、本プランをどのように展開していくか、具体的な取組の体系を以下に示します。

基本理念

～自分を信じ 仲間を認め 現在を生き抜き
未来に羽ばたく人づくり～

分野

基本方針

具体的な施策

1 学校教育

1
未来への土台を
築く確かな学力を
育みます

- 1 小中一貫教育の推進
- 2 小中学校の適正規模適正配置の推進
- 3 個に応じた多様な指導方法及び指導体制の充実
- 4 教職員の資質及び指導力の向上
- 5 学校図書館の充実

2
共生社会に向けた
豊かな心を
育みます

- 1 道徳教育の充実
- 2 人権教育の充実
- 3 インクルーシブ教育の推進
- 4 平和教育の推進
- 5 郷土学習の推進

3
たくましく健やかな
体を育みます

- 1 体力づくりの推進
- 2 健康に関する知識の普及
- 3 食育学習の推進
- 4 基本的な生活習慣の定着

4
新しい時代に活躍
できる人材を
育成します

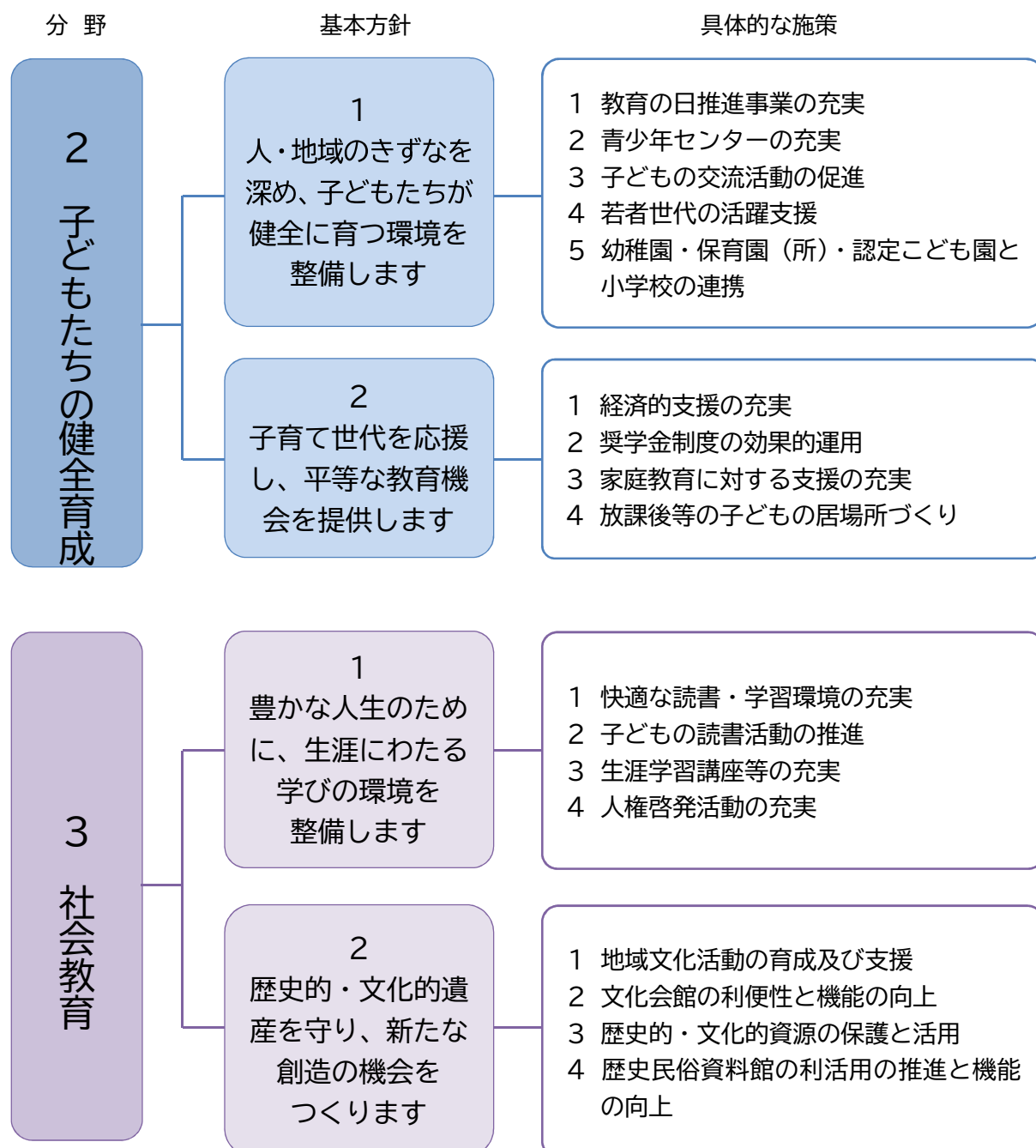
- 1 外国語活動・外国語指導の充実
- 2 教育の情報化の充実
- 3 キャリア教育の充実
- 4 シティズンシップ教育の充実

5
学びを支える教育
環境を整備します

- 1 教職員の働き方改革の推進
- 2 部活動の適正化と改革の推進
- 3 教育支援体制の充実
- 4 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 5 学校施設の長寿命化の推進

6
安全・安心で信頼
される学校づくり
を推進します

- 1 登下校時等の安全確保
- 2 防災・救命体制の強化
- 3 いじめ防止対策の強化
- 4 学校情報の積極的な発信





「龍ヶ崎市二十歳のつどい」の様子

第4章

取組の内容

1 学校教育

基本方針 1 未来への土台を築く確かな学力を育みます

現状と課題

- ◆「龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会※」において検討を重ね、「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」を平成30（2018）年3月に策定し、令和2（2020）年度から龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」に取り組んでいます。
- ◆より充実した小中一貫教育としていくためには、学校施設や教職員組織が一体となっている「施設一体型」の小中一貫教育が望まれますが、長期的な視野での対応が求められます。
- ◆将来的な学校規模等を考慮し、まずは長山中学校区において施設一体型小中一貫校のモデル校の設置を目指し、その取組を進めています。
- ◆中学校の教育環境の向上に向けて、令和4（2022）年4月に愛宕中学校と城南中学校を統合し、龍ヶ崎中学校を設置しました。
- ◆令和4（2022）年度の市立小中学校の児童生徒数は5,196人となっており、平成8（1996）年度のピーク時と比較して約3,300人減少しています。少子化の進行に伴い、今後も更なる減少が見込まれますが、児童生徒の教育環境の向上という観点から、小中学校の適正規模適正配置の取組を引き続き推進していく必要があります。
- ◆学習充実指導講師を各小学校に配置し、少人数指導やチームティーチング、習熟度別指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を展開しています。
- ◆教職員の資質・指導力の向上に向けて、指導主事が学校を訪問して授業改善の指導を行うとともに、教職員対象の研修会を開催しています。
- ◆インターネットやスマートフォンの急速な普及等により児童生徒を取り巻く環境は大きく変化し、様々な情報が気軽に瞬時に手に入るようになりました。
- ◆児童生徒の読書離れの傾向が進んでいます。社会の変化に対応しながら、児童生徒の成長に寄り添う形での学校図書館づくりを推進していく必要があります。

目指す姿

- 児童生徒の基礎的・基本的な学力が定着し、自ら考え、判断し、表現する力が育まれています。

※龍ヶ崎市の新しい学校づくり審議会：龍ヶ崎市立小学校・中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資することを目的として、市立学校の適正配置や小中一貫教育に関することなどを審議する教育委員会の附属機関

具体的な施策

No.	施策名	内 容	主な所管課※
1	小中一貫教育の推進	◆「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」に基づき、「龍の子人づくり学習」を核とした小中一貫教育を推進していきます。 ◆小中一貫教育をより充実したものとしていくため、施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組を推進していきます。	指導課 教育総務課
2	小中学校の適正規模適正配置の推進	◆「龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、小規模校の今後の在り方について検討を進めます。	教育総務課
3	個に応じた多様な指導方法及び指導体制の充実	◆小学校専科教員や少人数指導担当教員の配置により、個別最適な学び、協働的な学びを推進し、学ぶ意欲の向上と資質・能力の育成に努めます。	指導課
4	教職員の資質及び指導力の向上	◆教職員の資質・能力と指導力の向上を図るため、新採教員研修会、夏季研修会などを計画的に実施します。 ◆指導主事による学校訪問等を通じて、授業改善の指導や経験年数の少ない教職員のサポートを行います。	指導課
5	学校図書館の充実	◆積極的に本を読む習慣、物事を調べる習慣の定着を図ることで、児童生徒の学力の向上と生涯にわたって学び続ける力の育成に努めます。 ◆学校図書 of 充実や学校図書館司書の資質の向上に努めるとともに、学習センターとしての機能の向上や中央図書館との連携を図ります。	教育総務課 指導課

※主な所管課の名称は、令和5(2023)年4月1日現在の名称で記載しています。

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
小中学校の教育内容・施設への満足度（18 歳～49 歳） ※2016・2018 年度は 18 歳～50 歳	41.4%	40.8%	42.1%	45.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
小中学校の教育内容・施設への満足度（龍ヶ崎中学校区）	28.8%	30.4%	22.7%	33.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
授業が良く分かると肯定的に答えた児童生徒の割合	児童 88.5% 生徒 70.8%	児童 86.1% 生徒 74.5%	児童 88.1% 生徒 73.0%	児童 89.0% 生徒 75.0%
学校生活に関する調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
茨城県学力診断のためのテストで県平均を上回っている児童生徒の割合	児童 国語 51.0% 算数 52.0% 生徒 国語 55.1% 数学 55.4%	児童 国語 47.8% 算数 49.2% 生徒 国語 47.6% 数学 48.4%	児童 国語 47.8% 算数 52.6% 生徒 国語 49.6% 数学 50.4%	児童 国語 51.0% 算数 53.0% 生徒 国語 53.0% 数学 54.0%
学力診断のためのテスト	2015 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

基本方針 2 共生社会に向けた豊かな心を育みます

現状と課題

- ◆学習指導要領の改訂に伴い、道徳の授業については、「特別の教科 道徳」として位置付けられ、授業改善が進んでいます。
- ◆道徳教育については、本市の「龍の子人づくり学習」にも位置付けられており、道徳科を中心とした全ての教育活動を通じて心の教育の充実が求められています。
- ◆「龍ヶ崎市人権教育推進計画」を基に、各小中学校において「人権教育推進計画」の見直しを図りながら、教育活動全体を通して様々な人権教育が実施されています。
- ◆各校の校内研修や訪問指導等を重ねることにより、教職員の「インクルーシブ教育」に対する理解が深まっています。
- ◆通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導を受ける「通級指導教室」を開設し、よりきめ細かな指導ができるようになってきています。
- ◆「非核平和推進事業」の一環として、市内の中学生を広島、長崎、沖縄へ派遣し、戦争の実態や平和の尊さについて学習することにより、平和教育の充実を図っています。
- ◆撞舞に代表されるような、これまでに本市で伝統的に受け継がれてきた様々な歴史や文化に触れる体験的な学習の機会の創出に努めています。

目指す姿

- 児童生徒が互いを思いやり、平和や郷土を大切にする心が育まれています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	道徳教育の充実	◆問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れた「特別の教科 道徳」の充実を図ります。 ◆いじめ防止や情報モラルに関する指導の充実を図ります。	指導課
2	人権教育の充実	◆児童生徒が自他の良さや多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合えるような心と人間関係の育成に努めます。	指導課 文化・生涯学習課
3	インクルーシブ教育の推進	◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、それぞれの教育的ニーズに応じた合理的配慮と子どもの成長に応じた多様な学びの場を提供します。 ◆特別支援教育に関する研修を実施し、教職員のインクルーシブ教育への理解や専門性を高めます。	指導課 教育センター

4	平和教育の推進	◆戦争や歴史的事実の学習を通じて、世界平和を確立する熱意と協力の態度を養うとともに、被爆地等の見学や平和記念式典への参列、参加生徒による報告会の開催などを通じて、各学校における平和教育を推進します。	指導課 人事行政課
5	郷土学習の推進	◆撞舞に代表されるような、市の伝統的な文化や歴史などに触れることができる体験学習や副読本を活用した授業などを通じて、児童生徒の郷土に対する誇りや愛着を高め、伝統や文化を尊重する心を育みます。	指導課 文化・生涯学習課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
人が困っているときは進んで 助けたいと答えた児童生徒 の割合	児童 79.2% (84.6%) 生徒 82.5% (83.8%)	児童 82.2% (87.9%) 生徒 80.2% (85.7%)	児童 87.0% (88.7%) 生徒 84.0% (88.4%)	児童 87.0% 生徒 84.0%
全国学力・学習状況調査	2016 年度	2019 年度	2021 年度	2026 年度
人の役に立つ人間になりたい と答えた児童生徒の割合	児童 92.0% (93.8%) 生徒 92.1% (92.8%)	児童 95.5% (95.2%) 生徒 94.5% (94.9%)	児童 95.6% (95.5%) 生徒 92.5% (95.0%)	児童 96.0% 生徒 95.0%
全国学力・学習状況調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
普段から自分の気持ちを分か らうとしてくれる友人がいる 児童生徒の割合	78.2%	78.9%	81.5%	80.0%以上 を維持
学校生活に関する調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
地域や社会をよくするために 何をすべきか考えることがあ ると答えた児童生徒の割合	—	児童 51.7% (49.9%) 生徒 33.9% (38.8%)	児童 50.2% (52.5%) 生徒 37.9% (43.7%)	児童 53.0% 生徒 40.0%
全国学力・学習状況調査	—	2018 年度	2021 年度	2026 年度

※（ ）内は、全国の数値

基本方針 3 たくましく健やかな体を育みます

現状と課題

- ◆体力テストの結果からは、本市の児童生徒の体力低下の傾向が見られることから、各小中学校の実態や課題に応じて「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」を作成し、体育の授業や業間休み、昼休み等における運動、体育的行事等を通して、各校において運動量の確保に取り組んでいます。
- ◆本市において、虫歯のない児童生徒の割合は、近年、増加傾向にあり、令和3（2021）年度時点で全国や県の平均を超えています。
- ◆本市において、肥満傾向にある児童生徒の割合は、近年、増加傾向にあり、生活習慣の改善に向けた取組が求められています。
- ◆各小中学校において、栄養教諭等の食の専門家による食育の学習が行われており、児童生徒の食や郷土食材に対する意識の向上を図っています。
- ◆令和5（2023）年9月の開業に向けて、新学校給食センターの建設工事が進められています。
- ◆就学時健康診断や子育てふれあいセミナーの機会を通して、「早寝・早起き・朝ごはん」など、児童の基本的な生活習慣の定着に向けた講話を行い、保護者に対する意識付けを行っています。

目指す姿

- 児童生徒に基本的な生活習慣が定着し、たくましく健やかな体が育まれています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	体力づくりの推進	◆「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」を各小中学校の実態に応じて作成し、児童生徒の運動機会の充実に努めます。 ◆業間休み、昼休み等における主体的な運動習慣の確立に努めます。	指導課
2	健康に関する知識の普及	◆体位測定や健康診断の結果などを参考にした生活習慣の指導の充実に図り、自らの健康について考えることの意識付けを行います。 ◆定期健康診断や歯科検診の結果など、健康に関する情報を児童生徒及び保護者に積極的に提供し、家庭における生活改善を通じて肥満や虫歯の予防を推進します。	指導課 教育総務課

3	食育学習の推進	◆栄養教諭、栄養士及び養護教諭の専門性を生かしながら、食育に関する指導を実施します。 ◆バランス良く栄養を摂取できるおいしい学校給食を提供するとともに、地産地消の取組を推進し、郷土の食材に対する意識の向上を図ります。	指導課 学校給食センター
4	基本的な生活習慣の定着	◆児童が健やかに成長していくためには適切な運動、調和の取れた食事、十分な休養と睡眠が大切であることから、「早寝・早起き・朝ごはん」に関する普及啓発を行い、児童の基本的な生活習慣の定着に努めます。	文化・生涯学習課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
新体力テスト総合評価でC以上の児童生徒の割合	児童 80.4% 〔82.1%〕 生徒 84.7% 〔85.2%〕	児童 79.6% 〔82.6%〕 生徒 83.9% 〔85.5%〕	児童 73.7% 〔74.2%〕 生徒 80.3% 〔78.5%〕	児童 80.0% 生徒 85.0%
体力・運動能力調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
歯科検診において虫歯のない児童生徒の割合（治療済を含む。）	児童 72.9% 生徒 85.5%	児童 75.4% 〔71.5%〕 生徒 83.5% 〔83.8%〕	児童 81.0% 〔72.8%〕 生徒 86.2% 〔83.6%〕	児童 81.0% 生徒 87.0%
学校保健統計調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
身体測定結果において肥満傾向にある児童生徒の割合	児童 7.8% 〔9.4%〕 生徒 10.5% 〔9.4%〕	児童 7.9% 〔9.7%〕 生徒 10.0% 〔10.4%〕	児童 10.5% 生徒 12.5%	児童 8.0% 生徒 10.0%
学校保健統計調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
学校給食がおいしいと感じている児童生徒の割合	—	—	81.2%	80.0%以上を維持
独自調査	—	—	2021 年度	2026 年度
毎日朝食を食べていると答えた児童生徒の割合	児童 95.7% (95.3%) 生徒 94.0% (93.3%)	児童 95.4% (94.5%) 生徒 92.5% (91.9%)	児童 95.3% (94.9%) 生徒 93.0% (92.8%)	児童 96.0% 生徒 94.0%
全国学力・学習状況調査	2015 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

※〔 〕内は、茨城県の数値。()内は、全国の数値

基本方針 4 新しい時代に活躍できる人材を育成します

現状と課題

- ◆令和4（2022）年度現在、ALT（外国語指導助手）12 人を配置しており、全小学校で外国語活動・外国語科の時間における学級担任と ALT によるチームティーチングの体制が構築できています。
- ◆ALT との活動を通して英語でのコミュニケーション体験が増えたことから、児童生徒に活動意欲や積極的にコミュニケーションを図る態度が育っています。
- ◆中学校においても、全クラスで年間を通して週1 時間以上、ALT を英語の授業に配置するとともに、英語の授業以外の時間にも ALT とコミュニケーションが取れるよう配置し、日常における英語力の向上を図っています。
- ◆令和元（2019）年度から、中学生の実用英語技能検定（英検）の検定料を補助しており、令和4（2022）年度からは、補助対象を小学生まで拡大し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図っています。
- ◆国の「GIGAスクール構想」の前倒しに伴い、令和2（2020）年度内に1 人1 台の学習用端末の整備を行いました。
- ◆1 人1 台の学習用端末の整備に伴い、高速大容量回線を整備し、通信環境の改善を図るとともに、電子黒板等の大型提示装置を増設し、小中学校ともにおおむね1 クラス当たり1 台配備しました。
- ◆学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、「龍ヶ崎市学校教育に係る ICT 活用推進計画」を策定し、学校教育における効果的な ICT 環境の構築と ICT 教育を推進しています。
- ◆情報化の進展に伴い、スマートフォン、インターネット、ゲームなどのメディアとの付き合い方について、周知・啓発を図っていく必要があります。
- ◆令和2（2020）年度からスタートした「龍の子人づくり学習」では、児童生徒の社会参画力の育成を目指し、自分らしく生きるための「ゆめ学習」（キャリア教育）及びより良い社会の実現のための「みらい学習」（シティズンシップ教育）に取り組んでいます。

目指す姿

- 児童生徒が夢を持ち、時代の変化やグローバル社会に対応できる能力が育まれています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	外国語活動・外国語指導の充実	◆ALT を活用した外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。 ◆生徒の英語4技能を総合的に育成し、英語による発信力を高めるための取組を推進します。 ◆児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英検の検定料を補助します。	指導課 教育総務課
2	教育の情報化の充実	◆「龍ヶ崎市学校教育に係る ICT 活用推進計画」に基づき、児童生徒の情報収集・活用能力の育成と ICT 活用スキルの向上による授業改善を図ります。 ◆計画的な ICT 環境の整備に取り組みます。 ◆情報の正しい扱い方に関する指導の充実を図り、情報モラルの向上に努めます。	指導課 教育総務課
3	キャリア教育の充実	◆児童生徒一人ひとりの夢や希望を大切にしながら、体験的な学習の充実を図るとともに、職業や進路などの「生き方」に関する学習の充実を図ります。	指導課 文化・生涯学習課
4	シティズンシップ教育の充実	◆児童生徒が主体的に企画・運営に関わる活動の充実を図るなど、社会の一員としての意識を持ち、より良い社会を築こうとする力を育むための教育を推進します。	指導課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
英検3級相当以上の英語力を有する生徒（3年生）の割合	—	56.5%	47.2%	60.0%
英語教育実施状況調査	—	2020年度	2021年度	2026年度
学習用端末を使った授業が分かりやすいと回答した児童生徒の割合	—	—	92.2%	97.2%
独自調査	—	—	2021年度	2026年度
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	児童 86.2% (85.3%) 生徒 68.1% (71.1%)	児童 84.5% (85.1%) 生徒 71.2% (72.5%)	児童 78.8% (80.3%) 生徒 69.5% (68.6%)	児童 87.0% 生徒 78.0%
全国学力・学習状況調査	2016年度	2018年度	2021年度	2026年度

※（ ）内は、全国の数値

基本方針5

学びを支える教育環境を整備します

現状と課題

- ◆学校現場が抱える課題の多様化に伴う教職員の長時間労働が全国的な問題になっており、児童生徒と向き合う時間や教材研究などの時間の確保が課題となっています。
- ◆本市では、教職員の働き方改革に向けて、統合型校務支援システムの導入、教職員に対する面接指導やストレスチェックの実施、学校休業日の設定、学校給食費の公会計化、就学援助費の口座振込への切り替え、留守番電話の導入など、様々な取組を進めています。
- ◆国においては、教職員の働き方改革を踏まえ、令和5（2023）年度以降、公立中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることを方向性として示し、令和5（2023）年度からの3年間を部活動の地域連携・地域移行に向けた改革推進期間として位置付けています。
- ◆各市町村においては、国が示す部活動改革の方向性に基づき、休日の部活動の地域連携・地域移行に向けた具体的な取組が求められています。
- ◆教育センターにおいて、学校不適應の児童生徒や保護者の相談窓口を設けるとともに、各小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、龍の子さわやか相談員を配置するなど、きめ細かな対応をしています。
- ◆「龍の子支援システム」を構築し、児童生徒の成長に関係する各課が連携して、不登校などの学校不適應に関する相談やヤングケアラー等を含む家庭教育に関わる様々な相談を受け付け、適切な支援を行っています。
- ◆「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」では、「龍の子人づくり学習」の推進に当たり、「学校と地域社会の連携・協働の推進」の視点から、その取組を進めることとしています。
- ◆本市と流通経済大学による「龍・流連携協定」に基づき、流通経済大学の学生を小中学校に派遣し、学習支援や行事の運営支援など、「大学があるまち」ならではの事業が展開されています。
- ◆平成29（2017）年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会は、学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならないこととされました。
- ◆本市の学校施設は、築30年以上の建物が全体の約40%、築20年以上を含めると全体の約86%以上を占め、建物の老朽化や設備の不具合などへの適切な対応に努めています。
- ◆本市では、令和2（2020）年8月に「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画」を策定しました。

目指す姿

- 学校・保護者・地域・行政の連携・協働により、児童生徒の学びを支える魅力ある教育環境づくりが進んでいます。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	教職員の働き方改革の推進	◆教職員のワーク・ライフ・バランスを図りながら、生き生きと働くことができる職場づくりを進めるとともに、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間を十分に確保できる環境を整えます。	指導課 教育総務課

2	部活動の適正化と改革の推進	◆「龍ケ崎市部活動の在り方に関する活動方針」に基づき、適切な部活動の運営に努めます。 ◆国や県のガイドライン等を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みます。	指導課 文化・生涯学習課 スポーツ推進課
3	教育支援体制の充実	◆各小中学校に専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、龍の子さわやか相談員を派遣・配置し、児童生徒の悩みや不安の軽減を図ります。 ◆市役所内部と外部関係機関の連携強化を図り、ヤングケアラー等の早期発見に努めるとともに、支援が必要な児童生徒に組織的に対応します。 ◆学校不適應の児童生徒について、教育相談員による相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室「夢ひろば※」を通じた支援を行います。 ◆通話や面接での相談に踏み切れない生徒の悩み等を、SNS 匿名報告相談アプリを活用し、容易に相談できる環境を構築します。	教育センター
4	学校と地域社会の連携・協働の推進	◆地域の方々による学習支援や読み聞かせ、農業体験などの教育活動を行うことで、児童生徒の学びの場としての充実を図ります。 ◆小中学校派遣事業を中心に流通経済大学との連携強化を図り、児童生徒がより専門性の高い指導を受ける機会の充実を図ります。 ◆学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、学校運営協議会の設置に向けた検討を進めます。	指導課 まちの魅力創造課 文化・生涯学習課
5	学校施設の長寿命化の推進	◆児童生徒が安全に学校施設を利用できるよう、「小中学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に学校施設の長寿命化や安全確保及び機能の向上を図ります。	教育総務課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
勤務時間以外の在校時間が月 80 時間以上となった教職員の割合	小学校 2.3% 中学校 26.0%	小学校 8.2% 中学校 37.5%	小学校 1.5% 中学校 12.8%	小学校 0% 中学校 0%
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
児童生徒の不登校解消率	児童 34.5% 生徒 27.3%	児童 28.5% 生徒 14.4%	児童 20.8% 生徒 31.7%	児童 29.0% 生徒 32.0%
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
学校運営協議会が設置されている学校数	0 校	0 校	0 校	4 校
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

※夢ひろば：龍ケ崎市教育センター内に設置しており、不登校児童生徒の悩みの相談や体験活動、集団生活適応訓練、学習支援などを通じて学校生活への復帰を支援している。

基本方針6 安全・安心で信頼される学校づくりを推進します

現状と課題

- ◆各小学校において、交通安全、防犯、防災の観点で通学路の危険箇所を抽出し、警察・道路管理者・交通安全所管課・学校・教育委員会による合同点検（現地確認）を実施することにより、危険箇所の改善を図っています。
- ◆保護者及び地域の方々の協力により、児童生徒の登下校時の見守りが実施されているほか、防犯サポーターや防犯ボランティアによる通学路の巡回等が実施されています。
- ◆下校時は、防災無線を活用し、児童の声で見守り放送を実施し、交通事故の未然防止のほか、不審者による犯罪の抑止を図っています。
- ◆不審者等への対応として、防犯意識の高揚を図るなど、児童生徒が自己防衛のため適切に行動できる能力の育成に取り組んでいます。
- ◆東日本大震災等の経験を踏まえ、各小中学校において地域の実情に応じた「危機管理マニュアル」や「防災計画」等を作成し、防災訓練を実施しています。
- ◆有事の際は、迅速かつ適切な救命活動が行われるよう、市立小中学校を含む公共施設とコンビニエンスストアなどの民間施設にAEDを設置しています。
- ◆平成 20（2008）年度から、流通経済大学の協力により、教職員向けの救急救命講習会を実施しています。
- ◆いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 26（2014）年7月に「龍ケ崎市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策に取り組んでいます。
- ◆学校、教育委員会、市関係部局、児童相談所及び警察署の職員並びに保護者で構成する「龍ケ崎市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止に向けて関係機関が連携を図っています。
- ◆学校だより、学年だより、ホームページ、スクールメール、通信アプリなど、各種媒体を活用して学校情報を発信し、開かれた学校づくりに取り組んでいます。

目指す姿

- 登下校時や学校内における安全が確保され、児童生徒が安心して学校生活を送っています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	登下校時等の安全確保	◆児童生徒の登下校時等の安全確保を図るため、龍ケ崎市通学路交通安全推進会議※で通学路の危険箇所の対応などを協議するとともに、危険箇所の改善を図ります。 ◆交通安全教室や防犯教室を開催し、交通安全や防犯に対する意識の高揚を図ります。 ◆保護者、地域の方による登下校時の立哨指導のほか、メール等による情報発信に加え、防犯サポーター・防犯ボランティアとの協働体制での見守り活動を展開します。	教育総務課 指導課

※龍ケ崎市通学路交通安全推進会議：道路管理者、警察及び学校の関係者で構成し、通学路の安全確保に関する協議を行うとともに、対応策を講じる。

2	防災・救命体制の強化	◆自然災害の実例や地域の実情を踏まえ、小中学校ごとに、地域や行政と連携した防災訓練を実施し、児童生徒が自らの命を守る「自助」の能力や、周囲の者を助ける「共助」の精神を育みます。 ◆児童生徒がより安全に学校生活を送ることができるよう、救命活動に関する研修会やAEDを用いた実技講座などを開催します。	教育総務課
3	いじめ防止対策の強化	◆いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会を定期的開催し、いじめの現状の共有と連携を図ります。 ◆通話や面接での相談に踏み切れない生徒の悩み等を、SNS 匿名報告相談アプリを活用し、容易に相談できる環境を構築します。 ◆いじめの原因や動機を明らかにし、児童生徒の健全な心身の成長や人格の形成に悪影響を与えることがないよう、いじめの解消に向けて取り組みます。	教育センター
4	学校情報の積極的な発信	◆学校だより、ホームページ、スクールメール、通信アプリ等の活用により、学校行事や学校評価などの情報を積極的に発信します。 ◆学校評議員制度を活用し、多面的な視野からの意見を踏まえ、学校経営の充実を図ります。	指導課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
登下校時における児童生徒の交通事故発生件数	7 件	3 件	4 件	0 件
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
救急救命講習を修了した教職員の割合	60.0%	74.0%	70.8%	74.0%
独自調査	2015 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりしたことがないと答えた児童生徒の割合	児童 62.2% 生徒 66.3%	児童 67.5% 生徒 65.5%	児童 77.2% 生徒 84.2%	児童 78.0% 生徒 85.0%
学校生活に関する調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

2 子どもたちの健全育成

基本方針1 人・地域のきずなを深め、子どもたちが健全に育つ環境を整備します

現状と課題

- ◆学校・家庭・地域が連携して、毎年「龍ヶ崎教育月間」（11月）及び「龍ヶ崎教育の日」（11月5日）を中心に「教育の日推進事業」を展開し、教育環境の向上に努めています。
- ◆新たな取組として「たつのこ未来トーク」を実施し、市内の中高校生の代表が龍ヶ崎の未来について語り合いました。
- ◆青少年関係団体による市内巡回指導、あいさつ・声かけキャンペーン等を実施するなど、青少年の非行防止と犯罪に巻き込まれないための意識の高揚に取り組んでいます。
- ◆少子化の進行や地域のつながりの希薄化などに伴い、地域で子ども同士や子どもと大人が交流する機会が減少しています。
- ◆令和4（2022）年度から、若者の社会参加を促進することなどを目的に成人年齢が18歳に引き下げられました。
- ◆例年、各小学校では、運動会や生活科の学習イベントに幼児を招待するなど、幼児、児童及び教職員が交流する機会を設けています。コロナ禍においても動画を活用するなど、工夫した交流が行われました。

目指す姿

- 子どもたちが地域活動や社会に積極的に参加し、自立心が育まれています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	教育の日推進事業の充実	◆11月5日の龍ヶ崎教育の日を含む11月の教育月間に、市民みんなで子どもたちの教育について考える契機となるよう、学校・家庭・地域が連携した取組を展開します。	文化・生涯学習課
2	青少年センターの充実	◆青少年相談員による巡回パトロール、あいさつ・声かけ運動及び相談体制の充実により青少年の問題行動の未然防止に努めるとともに、規範意識の高揚を図ります。 ◆青少年センター、青少年育成市民会議及び関係機関・団体と連携し、青少年の問題行動の未然防止キャンペーンや啓発活動を実施します。 ◆青少年の健全育成に協力する店への新規登録店舗を確保しながら、地域における青少年の健全育成への意識の高揚に努めます。	文化・生涯学習課

3	子どもの交流活動の促進	◆地域で同世代が集い活動する子ども会活動の必要性について積極的に啓発しながら、各子ども会組織の活性化に努めるとともに、関連団体との連携により、子どもたちに地域活動への参加を呼びかけます。	文化・生涯学習課
4	若者世代の活躍支援	◆次世代を担う若者がまちづくりに参画する機会や交流の場を創出します。 ◆新成人の大人としての自覚と責任感の高揚を図るための取組を展開します。	文化・生涯学習課
5	幼稚園・保育園（所）・認定こども園と小学校の連携	◆幼稚園・保育園（所）・認定こども園と小学校の接続の強化を図り、幼児が小学校生活にスムーズに適応できるように努めます。	指導課

成果指標

指標名 出典	ベース値			目標値
	年度			
若者が健全に育つ環境や若者の活動を支援する機会・サービスの満足度（18 歳～39 歳） ※2016・2018 年度は 18 歳～50 歳	34.0%	29.1%	23.8%	34.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
児童生徒の市内一斉清掃活動への参加率	18.0%	29.0%	—	30.0%
独自調査	2016 年度	2018 年度	—	2026 年度
龍ヶ崎をよくする活動に参加したい意欲（参画意欲）（18 歳～39 歳）※NPS	—	—	-46.8	-36.0
まちづくり市民アンケート	—	—	2021 年度	2026 年度
成人式の参加率	74.9%	76.8%	72.4%	77.0%
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

※NPS：ネット・プロモーター・スコア。企業や商品・サービスへの「顧客愛着度」を測る指標で、マーケティングの分野における統計データとして活用されている。「目に見えない」意識を数値化するものとして、令和3（2021）年度から本市のまちづくり市民アンケートで導入し、施策の効果測定を行っている。

基本方針 2 子育て世代を応援し、平等な教育機会を提供します

現状と課題

- ◆令和3（2021）年度において、全児童生徒に占める就学援助認定者の割合は、11.1%となっています。
- ◆就学援助費のうち、入学準備金については、入学前に支給することにより、保護者の負担軽減に努めています。
- ◆就学援助費の支給に当たっては、現金支給から口座振込に変更することにより、受給者の利便性向上や学校の事務負担の軽減を図っています。
- ◆本市では平成25（2013）年度から、第3子以降給食費無償化事業を実施しています。
- ◆本市の奨学金制度は、高校生を対象として、給付型により実施しています。
- ◆高等学校への進学に対する支援を拡充するため、定員の増加や高等学校等奨学給付金との併給を認めるなど、奨学金制度の改正を行いました。
- ◆小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象に、子育てふれあいセミナーを開催しています。今後も、保護者のニーズに沿った学習機会を提供していく必要があります。
- ◆多様化する子育てに関する悩みや、青少年に関わる家庭教育の悩みなどの解消を図るため、家庭教育指導員が面談や電話相談にて家庭教育相談を行っています。
- ◆学童保育ルームは、全ての小学校で全学年を対象として実施し、希望する全ての児童に利用されています。
- ◆学童保育ルームは、放課後の子どもの居場所として重要な役割を果たしています。家庭のニーズが多様化する中で、学童保育ルームで安全に過ごす環境を整備することや、子どもたちが主体的に生活する力を育むことが必要です。

目指す姿

- 安心して子育てできる環境が整い、全ての子どもたちが平等に教育を受ける機会が提供されています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	経済的支援の充実	◆経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助します。 ◆多子世帯を対象に学校給食費を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課 学校給食センター

2	奨学金制度の効果的運用	◆就学意欲と優秀な素質を持ちながら、経済的な理由により高等学校への進学や修学が困難な生徒の保護者に対し、奨学金を給付します。	教育総務課
3	家庭教育に対する支援の充実	◆就学時健康診断や子育てふれあいセミナーの際に講話を実施するなど、保護者が家庭教育について学ぶ機会の提供に努めます。 ◆子育てに関する悩みや子どもの学校生活等における心配ごとなどの解消に向けて、家庭教育指導員による相談体制の充実を図ります。	文化・生涯学習課
4	放課後等の子どもの居場所づくり	◆保護者の就労などを理由として、学童保育ルームの利用を希望する小学校6年生までの全ての児童が利用できるよう、家庭のニーズを把握しながら必要な施設等の整備と安定的なサービス提供に努めます。 ◆土曜日に実施する学習支援等をサタデースクールと位置付け、土曜日の居場所づくりと学習支援の充実を図ります。	保育課

成果指標

指標名 出典	ベース値			目標値
	年度			
子育てしやすいまちであると感じる市民の割合（18 歳～49 歳） ※2016・2018 年度は 18 歳～50 歳	44.2%	48.8%	54.3%	65.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
学童保育ルームの待機児童数	0 人	0 人	0 人	毎年 0 人を維持
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度

3 社会教育

基本方針 1 豊かな人生のために、生涯にわたる学びの環境を整備します

現状と課題

- ◆市立図書館では、開館時間・日数の拡充や電子図書の導入など、利便性の向上に努めており、幅広い世代に利用されています。
- ◆令和3（2021）年9月に「たつこの図書館（市立図書館北竜台分館）」を市内ショッピングセンター内にオープンしました。新たにテレワークスペースやキッズスペースを設けるなど、サービスの拡充を図っています。
- ◆流通経済大学の図書館は、市民も利用することが可能となっています。令和4（2022）年8月の夏休み期間中には、高校生を対象として、流通経済大学の図書館が無料開放されました。
- ◆子どもたちが読書に親しむ機会の提供や、より良い読書環境の充実を図るため、「龍ヶ崎市子ども読書活動推進計画」を策定しています。
- ◆人生 100 年時代の到来が予測される中、生涯にわたって学習することができ、学んだことを地域で生かすことができる環境が求められています。
- ◆多くのコミュニティセンターでは、地域活動とともに多くの生涯学習の講座などが開催されています。
- ◆流通経済大学の知識豊富な大学教職員が講師となり、最新設備の整った大学施設を会場にして、市民を対象とした市民大学講座が開催されてきました。
- ◆市民への説明機会の拡充及び情報共有の観点から、市職員が各地域に出向き、市の取組などを説明する「出前講座」を実施しています。
- ◆社会教育における人権教育については、市民の理解をより一層深めることと学習機会の提供が課題になっています。
- ◆市職員の同和問題や人権への理解をより一層深めるため、各種研修会への参加等を促進していく必要があります。

目指す姿

- 市民が生涯にわたって学び続けることができる環境が整い、多様な学習機会が提供されています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	快適な読書・学習環境の充実	◆市民のニーズを踏まえ、市立図書館の利便性の向上を図ります。 ◆市民の読書活動の意欲を高めるため、読書活動の普及啓発に努めます。 ◆流通経済大学の図書館について、大学との連携強化を図り、市民の利用促進に努めます。	文化・生涯学習課 まちの魅力創造課
2	子どもの読書活動の推進	◆子どもたちの自主的な読書活動への意欲が向上するよう、個々の子どもの興味、関心、学習課題等に対応できる魅力的な読書環境の充実を図ります。 ◆3～4か月児健康診査の際に絵本を配布するとともに、市立図書館・保健センター・読み聞かせボランティアが協力して絵本の読み聞かせを行い、親子の触れ合いなどの大切さに関する意識の高揚を図ります。	文化・生涯学習課
3	生涯学習講座等の充実	◆市民の生涯学習への興味や関心を高めるため、専門的知識を有する人材を招聘し、講演会や体験学習などを開催します。 ◆流通経済大学と連携し、専門性の高い講座を開催します。 ◆市民の要望に沿った内容の講座を実施するなど、出前講座の充実を図ります。	文化・生涯学習課 まちの魅力創造課
4	人権啓発活動の充実	◆人権週間などを中心に、人権の尊重に関する理解を深めるための講演会の開催や関係団体との連携により、各種啓発活動を展開します。 ◆市公式ホームページなどを活用し、人権に関する情報を積極的に発信します。	文化・生涯学習課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
生きがいづくりや趣味を楽しむ機会・場所への満足度	29.7%	31.2%	26.7%	32.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
中央図書館の利用者満足度	82.3%	84.9%	60.0%	85.0%
独自調査	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
読書が好きと回答した児童生徒の割合（小学生・中学生・高校生）	84.0%	—	79.6%	85.0%
独自調査	2015 年度	—	2021 年度	2026 年度

基本方針 2

歴史的・文化的遺産を守り、新たな創造の機会をつくります

現状と課題

- ◆文化団体との協働により、「文化の祭典」や「文化芸術フェスティバル」を開催し、芸術作品の展示や鑑賞会など、市民の文化芸術活動の活性化を図っています。
- ◆地域に根付いた文化芸術活動の活性化及び身近な伝統文化の保存継承や地域資源の再発見が求められています。
- ◆文化会館では、幅広い年齢層をターゲットとした鑑賞・招聘型の質の高い文化・芸術に触れる機会が提供されています。
- ◆本市には、国の指定重要文化財である「多宝塔」や茨城県指定の「龍ヶ崎のシダレザクラ」、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財（国選択）の「龍ヶ崎の撞舞」、市指定の「十一面観音像」など、26種の指定文化財が存在しています。
- ◆国指定重要文化財の「絹本著色十六羅漢像」の複製作業が令和2（2020）年度に完了し、一般公開が行われました。
- ◆これらの文化財を次世代に伝承することに加え、歴史資源や伝統芸能の活用などが求められています。
- ◆市民の地域への誇りと愛着の醸成につなげることを目的として、平成 27（2015）年 3月に龍ヶ崎市民遺産条例を制定しました。
- ◆歴史民俗資料館では、郷土資料を中心とした資料の収集保管、調査研究、展示活動及び普及活動を行っています。

目指す姿

- 文化の薫りが高く、魅力ある文化芸術活動が展開されています。
- 文化財等への認識が高まるとともに、後世に伝承されています。

具体的な施策

No.	施策名	内容	主な所管課
1	地域文化活動の育成及び支援	◆優れた文化芸術に触れる機会を提供しながら、市民参加型の事業を展開することで、地域文化に関する意識の高揚を図ります。	文化・生涯学習課
2	文化会館の利便性と機能の向上	◆文化会館が市民や市民団体の文化芸術の拠点として活用されるよう、多様化するニーズに応じた適切な維持管理を行います。 ◆市民の文化的な交流を深めるとともに、文化芸術に対する意識の高揚を図るため、芸術性の高い舞台作品などを鑑賞する機会の充実を図ります。	文化・生涯学習課

3	歴史的・文化的資源の保護と活用	◆指定文化財や市民遺産の保護と新たな候補の掘り起こしに努めます。 ◆文化財の普及啓発活動の充実を図るとともに、各種開発事業者との調整及び指導により、埋蔵文化財の保護に努めます。 ◆市民が歴史的・文化的資源に触れたり、学んだり、理解する機会を設けるなど、地域への誇りを醸成します。	文化・生涯学習課
4	歴史民俗資料館の利活用の推進と機能の向上	◆歴史民俗資料館が本市の歴史や伝統などを再発見する場、学びを深める場として活用されるよう、適切な維持管理と多様化するニーズに応じた管理運営を行います。	文化・生涯学習課

成果指標

指標名 出典	ベース値 年度			目標値
芸術や文化に触れ親しむ機会・施設への満足度	30.6%	31.5%	26.9%	32.0%
まちづくり市民アンケート	2016 年度	2018 年度	2021 年度	2026 年度
文化芸術フェスティバルの延べ来場者数	—	21,993 人	12,096 人	21,993 人以上
独自調査	—	2018 年度	2021 年度	2026 年度
文化財や市民遺産を活用したイベントの件数	—	3 件	3 件	毎年 3 件以上
独自調査	—	2018 年度	2021 年度	2026 年度



道路整備に伴う遺跡発掘調査説明会の様子

第5章

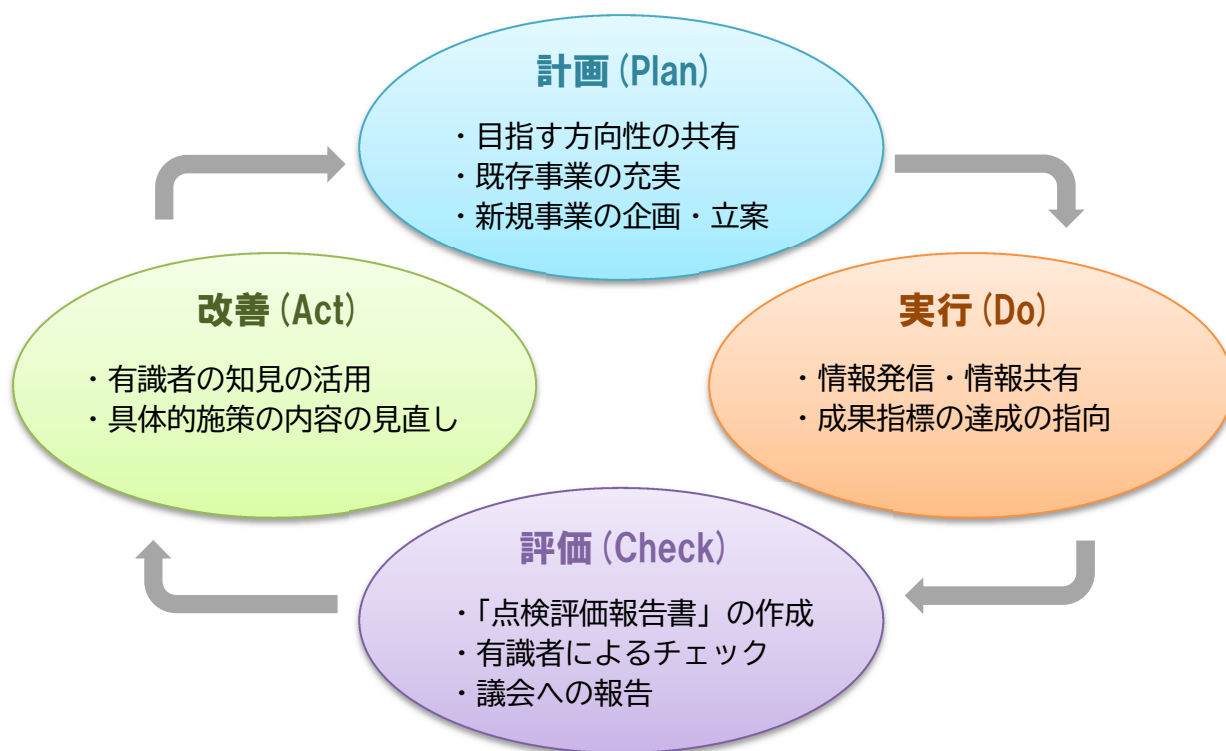
プランの推進と進行管理

1 施策の点検・評価・見直し等

本プランを確実に推進するため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）により、本プランの進行管理を行います。このPDCAサイクルの中で、取組内容の見直しや新規事業の企画・立案などを行います。

PDCAサイクルに基づく進行管理

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた計画を立案する
Do（実行）	計画を実行する
Check（評価）	計画を実行した結果を把握・分析し、考察する
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、取組などの見直しを行う



また、本プランに基づく取組の結果については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「教育委員会の事務に関する点検評価報告書」として毎年度作成します。さらに、同報告書は、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図り、市議会に提出するとともに、市公式ホームページにも掲載します。

そのほか、学校教育の分野の取組については、本プランに基づく取組の結果を踏まえ、毎年度策定する「学校教育指導方針」に反映させていきます。

2 推進体制の強化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長部局と教育委員会の連携の強化が図られています。

このため、市長と教育委員会で構成する龍ヶ崎市総合教育会議での協議をはじめ、関係各課間で十分に協議・調整を行い、本市が目指す教育の方向性を共有し、本プランの実現に向けた取組を推進します。

3 情報の発信と共有

本プランの対象は、児童生徒だけではなく、青少年や成人など市民全般に関わることから、市が目指す教育の方向性をより多くの市民と共有していく必要があります。

そこで、教育に関する情報について、市の広報紙や公式ホームページなどを活用して積極的に発信していきます。

資料編

資料1 用語解説

あ 行

ICT *Information and Communication Technology*(情報通信技術、情報コミュニケーション技術)の略で、情報や通信に関する技術を総称する。

インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

ALT (外国語指導助手) *Assistant Language Teacher*の略で、市立小中学校において外国語活動・外国語授業の補助を行う者

SNS *Social Networking Service*の略で、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のウェブサイト・ネットサービスのこと。

か 行

学習指導要領 全国どこの学校においても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容の基準となる。

学校運営協議会 地域住民や保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関

GIGAスクール構想 Society5.0時代を担う人材を育成するため、義務教育段階において、令和5(2023)年度までに児童生徒に1人1台の端末を配備するとともに、学校における高速大容量のネットワーク環境を整備するもの

キャリア教育 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

き 行

施設長寿命化 建物に求められる性能、機能を確保しながら、より長く施設を使用すること。

シティズンシップ教育 他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付け、市民としての資質・能力を育成するための教育のこと。

就学援助 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行う制度

スクールカウンセラー 臨床心理士等の資格を持ち、小中学校に配置され、配置校の校長の指揮監督の下に児童生徒のカウンセリング、それに関する教職員や保護者への助言・指導等の職務を行う専門職

総合教育会議 地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場

■ た 行

龍の子さわやか相談員 龍ヶ崎市教育センターが主催する市民カウンセリング講座の上級講座を修了した者又は同等の能力を有する者を小中学校に配置し、児童生徒からの相談や不登校生徒への支援などを行っている。

龍の子人づくり学習 本市における学校教育を展開していく上で、小中一貫教育など、義務教育9年間を通じて「生きる力」を基盤とした社会参画力の育成を図るための特色ある学習のことをいう。

チームティーチング 複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力して当たること。

特別の教科 道徳 学習指導要領の改訂により、学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされ、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うものとされた。

特別支援教育 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

■ や 行

ヤングケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障がい等の理由により、援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償でケアを行う子どものこと。

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

資料3

「龍ヶ崎市総合教育会議」構成員名簿

氏 名	職 名
萩原 勇	龍ヶ崎市長
大古 輝夫	龍ヶ崎市教育委員会 教育長
斎藤 勝	龍ヶ崎市教育委員会 教育長職務代理者
野中 浩	龍ヶ崎市教育委員会 委員
山崎 麻里	龍ヶ崎市教育委員会 委員
膳法 亜沙子	龍ヶ崎市教育委員会 委員

(令和5(2023)年2月現在)

資料4

市民参画の状況

① 保護者アンケート調査

- ・調査対象者：市立小学校（偶数学年）及び市立中学校（全学年）の児童生徒の保護者
延べ3,642人
- ・調査方法：小中学校及び児童生徒を経由した配布・回収
- ・調査期間：令和3(2021)年11月5日から11月19日まで
- ・調査内容
 - 1 お子さんのことについて
 - 2 あなた（保護者）自身について
 - 3 学校教育や学校との関わりについて
 - 4 家庭での教育について
 - 5 市の教育施策について
- ・回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
3,642 票	3,196 票	3,155 票	86.6%

② 団体ヒアリング

実施(対象)団体	実施日
龍ヶ崎市学校長会	令和4(2022)年9月26日
龍ヶ崎市PTA連絡協議会	令和4(2022)年10月14日
龍ヶ崎市文化協会	令和4(2022)年10月14日
龍ヶ崎市読書会連合会	令和4(2022)年10月14日
龍ヶ崎市子ども会育成連合会	令和4(2022)年10月14日

③ 市民意見交換会

開催日	開催場所	参加者数
令和4(2022)年7月23日	八原コミュニティセンター	17人
	城ノ内コミュニティセンター	14人
	長戸コミュニティセンター	7人
	大宮コミュニティセンター	15人
令和4(2022)年7月24日	馴柴コミュニティセンター	17人
	久保台コミュニティセンター	9人
	馴馬台コミュニティセンター	8人
令和4(2022)年7月30日	龍ヶ崎コミュニティセンター	9人
	龍ヶ崎西コミュニティセンター	11人
	北文間コミュニティセンター	12人
令和4(2022)年7月31日	松葉コミュニティセンター	11人
	長山コミュニティセンター	6人
	川原代コミュニティセンター	6人
参加者数合計		142人

④ パブリックコメント

・意見の募集期間：令和4(2022)年12月14日～令和5(2023)年1月12日

・募集方法

＜資料の公表方法＞

○市公式ホームページへの掲載

○下記の場所にて閲覧

市役所2階教育総務課／市役所1階市民情報コーナー／西部・東部出張所／市民窓口ステーション／各コミュニティセンター／中央図書館／市役所地下1階日直室

＜意見の提出方法＞

○持参、郵送、ファックス、電子メールにより提出

・募集結果：意見提出者2人、意見件数9件

資料5

計画策定までの経過

年月日	市議会	市民参画	庁内
令和3(2021)年			
5月10日			庁議 ・次期龍ヶ崎市教育プラン 策定基本方針について
5月26日			総合教育会議 ・次期龍ヶ崎市教育プラン 策定基本方針について
6月25日	市議会全員協議会 ・次期龍ヶ崎市教育プラン 策定基本方針について		
9月22日			教育委員会定例会 ・次期龍ヶ崎市教育プラン 策定に係る保護者アンケート の実施について
11月5日		保護者アンケート調査 実施（11月19日まで）	
11月22日			龍ヶ崎市教育プラン事業 評価シートの作成（関係 課、12月15日まで）
令和4(2022)年			
3月23日			総合教育会議 ・次期龍ヶ崎市教育プラン の策定について 教育委員会定例会 ・龍ヶ崎市教育振興基本計 画の延長について議決
3月28日			市長 ・龍ヶ崎市教育大綱の計画 期間の延長について決定
6月6日		政策情報誌発行 ・保護者アンケート調査結 果（概要）の公表	
6月17日	市議会全員協議会 ・次期龍ヶ崎市教育プラン の骨子案等について		
7月5日			次期龍ヶ崎市教育プラン の策定に関するヒア リング資料の作成（関係 課、7月13日まで）
7月23・24・ 30・31日		市民意見交換会（13地 区）	
9月7日			次期龍ヶ崎市教育プラン （素案）の確認（関係 課、9月13日まで）
9月26日		団体ヒアリング（1団 体）	
9月28日			総合教育会議 ・次期龍ヶ崎市教育プラン の素案について

年月日	市議会	市民参画	庁内
令和4(2022)年			
10月6日			庁議 ・第2次龍ヶ崎市教育プラン（素案）について
10月13日			第2次龍ヶ崎市教育プラン（案）の確認（関係課、10月21日まで）
10月14日		団体ヒアリング（4団体）	
11月16日			総合教育会議 ・第2次龍ヶ崎市教育プラン（案）について
11月17日			第2次龍ヶ崎市教育プラン（案）の最終確認（関係課、11月24日まで）
11月24日			庁議 ・第2次龍ヶ崎市教育プラン（案）について
12月8日	市議会全員協議会 ・第2次龍ヶ崎市教育プラン（案）について		
12月14日		パブリックコメント実施（令和5年1月12日まで）	
令和5(2023)年			
2月2日			庁議 ・パブリックコメントによる意見募集の結果と市の考え方について
2月15日			教育委員会定例会 ・パブリックコメントによる意見募集の結果と市の考え方について ・第2次龍ヶ崎市教育プランについて議決
2月16日			市長 ・第2次龍ヶ崎市教育プランについて決定

第2次龍ヶ崎市教育プラン

（龍ヶ崎市教育大綱・龍ヶ崎市教育振興基本計画）

発行 / 令和5（2023）年3月

龍ヶ崎市・龍ヶ崎市教育委員会

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL：0297-64-1111（代表）

企画編集 / 市長公室企画課・教育委員会事務局教育総務課



龍ヶ崎市
Ryugasaki City